

現時点における旧一般電気事業者及びJERAの 内外無差別な卸売の評価結果（案）等について

2025年6月27日

第10回制度設計・監視専門会合

事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日御議論いただきたい内容

- まず、25年度受渡しの相対卸契約等に関する状況（旧一電等の供給力の行き先の推移、社外・グループ外向け取引の内訳）に関して、御報告する。
- その上で、第2回制度設計・監視専門会合（2024年10月開催）において、内外無差別な卸売の次回のフォローアップは、25年度上半期に実施し、①24年度に締結された、25年度以降を契約期間とする単年/長期卸及び②24年度に締結された期中契約の評価※1を中心に行うことと整理された。
- 本日は、評価方針※2をもとに、事務局において、旧一般電気事業者及びJERA（以下「旧一電等」という。）各社に確認を行った結果を踏まえ、内外無差別な卸売が担保されていると評価されるか否か、エリアごとに御確認いただきたい。

※1 本資料内において、「単年卸」は契約期間が1年の卸商品、「長期卸」は契約期間が1年を超える卸商品、「期中卸」は契約期間が1年未満の卸商品を指す。

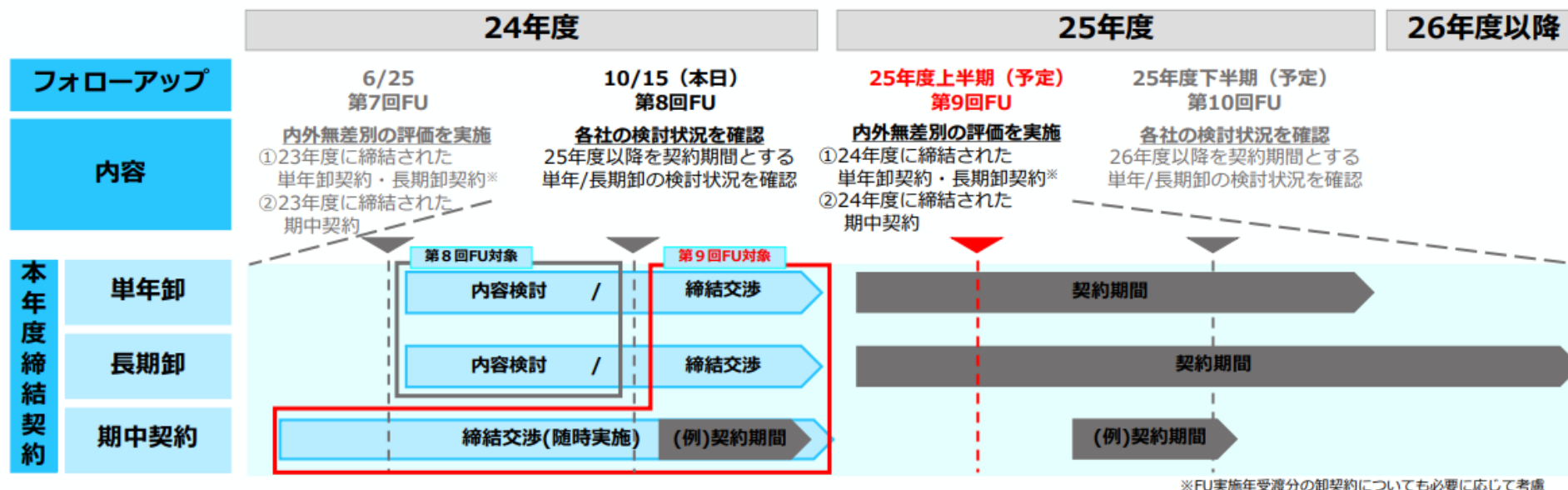
※2 本フォローアップにおいて参照した評価の考え方や評価基準は、資料6-2（第10回制度設計・監視専門会合（本日開催））のとおり。これは、第7回フォローアップ（第98回制度設計専門会合（2024年6月開催））以降、第6回制度設計・監視専門会合（2025年2月開催）までに行われた、内外無差別な卸売に係る議論を反映しているものである。なお、第7回フォローアップにおける評価の考え方や評価方針からの具体的な更新は、主に、内外無差別な卸売に係る子会社の対象外電源（第3回制度設計・監視専門会合（2024年11月開催）、及び、第4回制度設計・監視専門会合（2024年12月開催））や、エリア内限定供給（第6回制度設計・監視専門会合（2025年2月開催））についてである。

参考) 第9回FUの評価対象

第2回制度設計・監視専門会合
(2024年10月開催)
資料5より抜粋

内外無差別フォローアップの今後の進め方

- 内外無差別性の評価に当たっては、旧一電及びJERAによる卸売が実際にどのように行われたか等、監視等委が事後的に確認を行うことが必要であることから、各社の交渉・契約が終わり次第、速やかに次回のフォローアップを行いたい。
- このため、次回のフォローアップは25年度上半期に実施することとしたい。その際、旧一電及びJERAによる直近の契約締結プロセスの内外無差別性を確認し、内外無差別が担保されていない場合は早急に状況を改善させることを目的に、各社において①24年度に締結された、25年度以降を契約期間とする単年/長期卸及び②24年度に締結された期中契約の評価を中心に行うこととしたい。



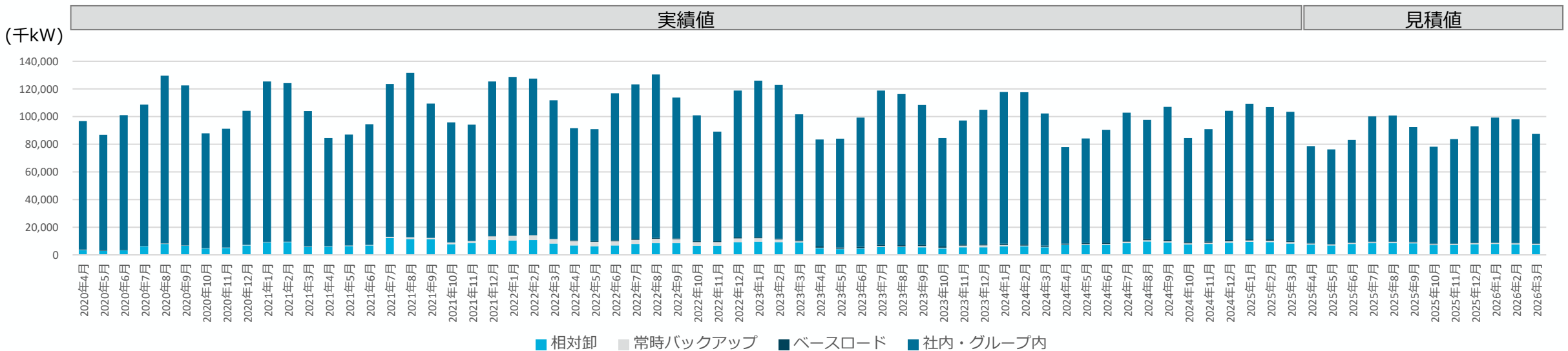
目次

1. 25年度受渡しの相対卸契約に関する状況
(旧一電等の供給力の行き先の推移、社外・グループ外向け取引の内訳)
2. 第9回フォローアップ エリアごとの総合評価 (案)
3. 第9回フォローアップ 確認項目別の評価 (案)
 - ① 24年度に締結された、25年度受渡しを含む単年・長期卸を中心とした評価 (案)
 - ② 24年度に締結された、24年度及び25年度受渡しの期中卸に係る評価 (案)
 - ③ 24年度に締結された、オフサイトPPAに係る評価 (案)
 - ④ 九州電力による、25年度予定販売量の売れ残りに係る評価 (案)
 - ⑤ JERAによる、24年度に締結された26年度以降受渡しの長期卸に係る評価 (案)
 - ⑥ 各社の内外無差別な卸売の対象範囲
4. 24年度に実施された旧一電等の卸売に係る、新電力へのアンケート調査結果
5. 第9回フォローアップ 総評

旧一電等の供給力の行き先の推移 (kW)

- 旧一電等の供給力（最大電力ベース）のうち、社内・グループ内向け取引について、25年度見積値は、夏季（8月）において24年度実績値を上回り、冬季（1月）において24年度実績値を下回る。一方、社外・グループ外向け取引（相対卸、常時バックアップ、ベースロード市場）の25年度見積値は、夏季・冬季ともに24年度実績値を下回る。
※25年度について、期中相対卸契約の見込み量（2025年4月時点以降に旧一電等各社が契約を見込む25年度向けの期中卸分）は含まない。

旧一電等の供給力の行き先別内訳推移 (kW)



夏季、冬季における旧一電等の供給力行き先推移	2020年8月	2021年1月	2021年8月	2022年1月	2022年8月	2023年1月	2023年8月	2024年1月	2024年8月	2025年1月	2025年8月 (見積値)	2026年1月 (見積値)
社内・グループ内向け (千kW)	121,195	116,011	118,781	114,934	118,202	113,255	109,206	109,738	86,113	97,951	91,050	90,283
増減率 (前年同月比)	-	-	-2.0%	-0.9%	-0.5%	-1.5%	-7.6%	-3.1%	-21.1%	-10.7%	5.7%	-7.8%
社外・グループ外向け (千kW)	8,339	9,448	12,847	13,810	12,237	12,806	7,022	7,977	11,508	11,250	9,659	8,919
増減率 (前年同月比)	-	-	54.1%	46.2%	-4.7%	-7.3%	-42.6%	-37.7%	63.9%	41.0%	-16.1%	-20.7%

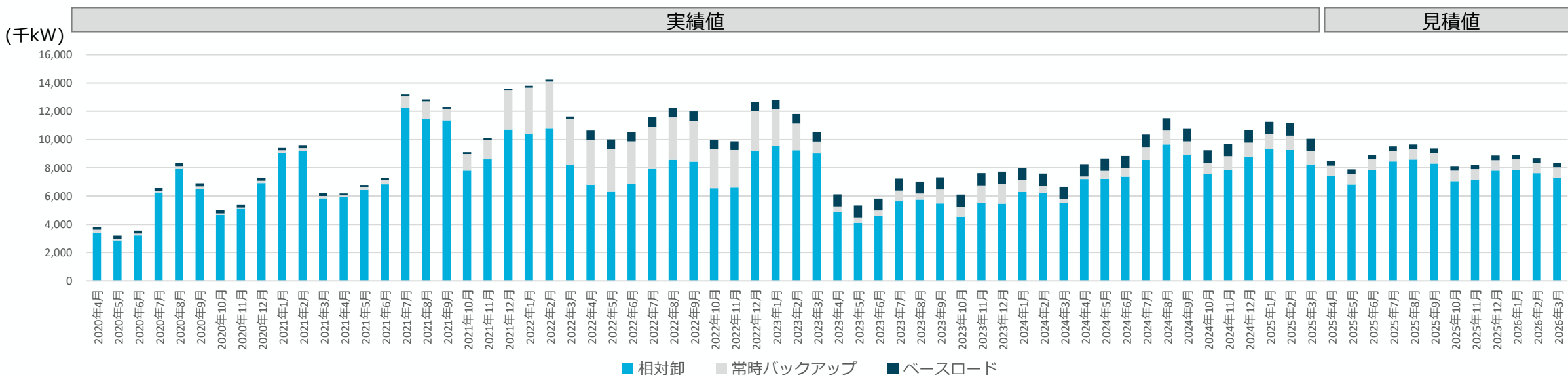
※ 第9回内部補助コミットメントフォローアップにおける各社の調査票回答を集計。25年度データは2025年5月調査票回収時点の数値であり、期中相対卸契約の見込み量（当該時点以降に各社が契約を見込む25年度向けの期中卸分）は含まない。なお、東京・中部エリアの集計においては、東電HD・RP、中部電力及びJERAは、グループ内小売の東電EP及び中部電力ミライズとのコミットメント以前から既存長期契約が存在することから、重複計上を避ける観点で、当該3社の数値ではなく、東電EP及び中部電力ミライズの数値を使用。

※ 20～24年度実績値は、各月のスポット高騰日における実績値を採用。
 ※ 東電EPの過去分（2020年4月～2023年3月）は供給計画を諸元としている。
 ※ 表中の増減率は、 $(X年同月の供給力 - (X-1)年同月の供給力) / (X-1)年同月の供給力$ 、で計算。
 ※ 調整電源、定期点検・故障による電源脱落、行先未定分等は集計対象に含まない。
 ※ 沖縄電力は25年度の見通データがないため、過去含め全年度の集計対象から除外。

旧一電等の供給力の行き先の推移 社外・グループ外向け取引の内訳 (kW)

- 社外・グループ外向け取引（相対卸、常時バックアップ、ベースロード市場）の最大電力の内訳について、25年度見積値は、24年度実績値と比較し、相対卸・常時バックアップ・ベースロード市場ともに減少となる見込み。

旧一電等の社外・グループ外向け取引の内訳推移 (kW)



夏季・冬季における旧一電等の社外・グループ外向け取引内訳推移	2020年8月	2021年1月	2021年8月	2022年1月	2022年8月	2023年1月	2023年8月	2024年1月	2024年8月	2025年1月	2025年8月 (見積値)	2026年1月 (見積値)
相対卸 (千kW)	7,914	9,051	11,434	10,374	8,565	9,536	5,752	6,275	9,651	9,346	8,589	7,849
増減率 (前年同月比)	-	-	44.5%	14.6%	-25.1%	-8.1%	-32.8%	-34.2%	67.8%	49.0%	-11.0%	-16.0%
常時バックアップ (千kW)	208	179	1,277	3,300	3,008	2,606	420	852	981	1,027	745	745
増減率 (前年同月比)	-	-	515.2%	1748.4%	135.5%	-21.0%	-86.0%	-67.3%	133.4%	20.5%	-24.0%	-27.5%
ベースロード (千kW)	218	218	136	136	665	665	850	850	876	876	325	325
増減率 (前年同月比)	-	-	-37.8%	-37.8%	390.3%	390.3%	27.8%	27.8%	3.1%	3.1%	-62.9%	-62.9%

※ 第9回内部補助コミットメントフォローアップにおける各社の調査票回答を集計。25年度データは2025年5月調査票回収時点の数値であり、期中相対卸契約の見込み量（当該時点以降に各社が契約を見込む25年度向けの期中割分）は含まない。なお、東京・中部エリアの集計においては、東電HD・RP、中部電力及びJERAは、グループ内小売の東電EP及び中部電力ミライズとのコミットメント以前から既存長期契約が存在することから、重複計上を避ける観点で、当該3社の数値ではなく、東電EP及び中部電力ミライズの数値を使用。

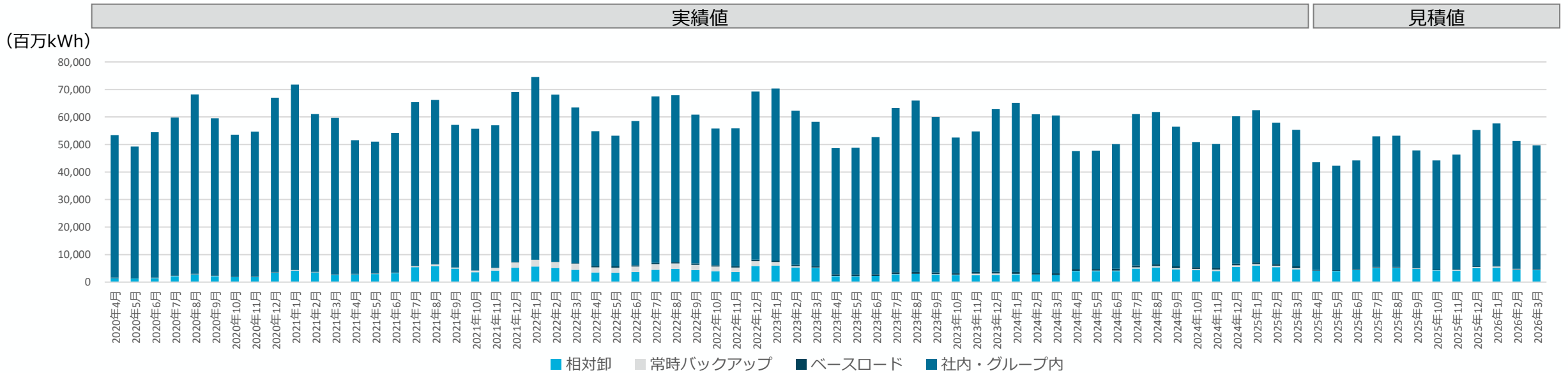
※ 20～24年度実績値は、各月のスポット高騰日における実績値を採用。
 ※ 東電EPの過去分（2020年4月～2023年3月）は供給計画を諸元としている。
 ※ 表中の増減率は、 $(X\text{年同月の供給力} - (X-1)\text{年同月の供給力}) / (X-1)\text{年同月の供給力}$ 、で計算。
 ※ 調整電源、定期点検・故障による電源脱落、行先未定分等は集計対象に含まない。
 ※ 沖縄電力は25年度の見通データがないため、過去含め全年度の集計対象から除外。

旧一電等の供給力の行き先の推移 (kWh)

- 旧一電等の供給力（電力量ベース）について、25年度見積値は、社内・グループ内向け、社外・グループ外向け（相対卸、常時バックアップ、ベースロード市場）とともに、24年度実績値を下回る見込み。

※25年度について、期中相対卸契約の見込み量（2025年4月時点以降に旧一電等各社が契約を見込む25年度向けの期中卸分）は含まない。

旧一電の供給力の行き先別内訳推移 (kWh)



旧一電等の供給力行き先別内訳の推移 (年度別)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (見積値)
社内・グループ内向け (百万kWh)	680,623	667,026	655,669	656,007	592,630	528,351
増減率 (前年度比)	-	-2.0%	-1.7%	+0.05%	-9.66%	-10.85%
社外・グループ外向け (百万kWh)	31,571	66,465	78,724	40,185	69,473	60,210
増減率 (前年度比)	-	+110.5%	18.4%	-48.96%	72.88%	-13.33%

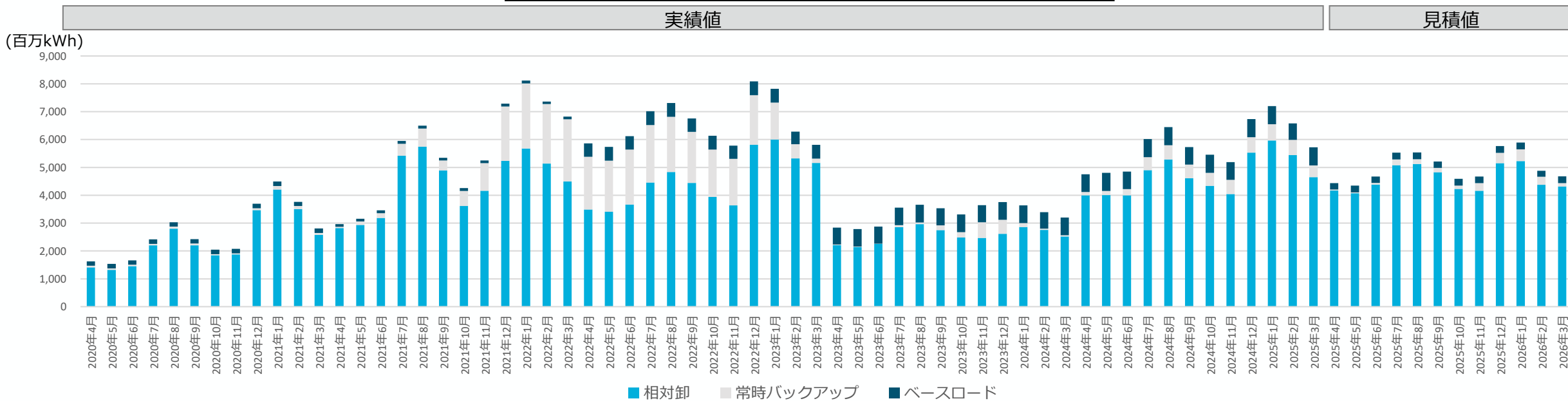
※ 第9回内部補助コミットメントフォローアップにおける各社の調査票回答を集計。25年度データは2025年5月調査票回収時点の数値であり、期中相対卸契約の見込み量（当該時点以降に各社が契約を見込む25年度向けの期中卸分）は含まない。なお、東京・中部エリアの集計においては、東電HD・RP、中部電力及びJERAは、グループ内小売の東電EP及び中部電力ミライズとのコミットメント以前から既存長期契約が存在することから、重複計上を避ける観点で、当該3社の数値ではなく、東電EP及び中部電力ミライズの数値を使用。

※ 表中の増減率は、(X年度の供給力 - (X-1)年度の供給力) / (X-1)年度の供給力、で計算。
 ※ 調整電源、定期点検・故障による電源脱落、行先未定分等は集計対象に含まない。
 ※ 沖縄電力は25年度の見通データがないため、過去含め全年度の集計対象から除外。

旧一電等の供給力の行き先の推移 社外・グループ外向け取引の内訳 (kWh)

- 社外・グループ外向け取引（相対卸、常時バックアップ、ベースロード市場）の電力量の内訳について、25年度見積値は、24年度実績値と比較し、相対卸はほぼ横ばい、常時バックアップ・ベースロード市場は減少となる見込み。

旧一電の社外・グループ外向け取引の内訳推移 (kWh)



旧一電等の社外・グループ外向け取引内訳の推移 (年度別)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (見積値)
相対卸 (百万kWh)	28,878	53,315	54,156	30,867	56,772	55,107
増減率 (前年度比)	-	+84.6%	1.6%	-43.0%	83.9%	-2.9%
常時バックアップ (百万kWh)	784	11,963	18,742	1,856	5,026	2,253
増減率 (前年度比)	-	+1425.4%	56.7%	-90.1%	170.8%	-55.2%
ベースロード (百万kWh)	1,908	1,187	5,825	7,461	7,675	2,850
増減率 (前年度比)	-	-37.8%	390.9%	28.1%	2.9%	-62.9%

※ 第9回内部補助コミットメントフォローアップにおける各社の調査票回答を集計。25年度データは2025年5月調査票回収時点の数値であり、期中相対卸契約の見込み量（当該時点以降に各社が契約を見込む25年度向けの期中卸分）は含まない。なお、東京・中部エリアの集計においては、東電HD・RP、中部電力及びJERAは、グループ内小売の東電EP及び中部電力ミライズとのコミットメント以前から既存長期契約が存在することから、重複計上を避ける観点で、当該3社の数値ではなく、東電EP及び中部電力ミライズの数値を使用。

※ 表中の増減率は、(X年度の供給力 - (X-1)年度の供給力) / (X-1)年度の供給力、で計算。
 ※ 調整電源、定期点検・故障による電源脱落、行先未定分等は集計対象に含まない。
 ※ 沖縄電力は25年度の見通データがないため、過去含め全年度の集計対象から除外。

1. 25年度受渡しの相対卸契約に関する状況
(旧一電等の供給力の行き先の推移、社外・グループ外向け取引の内訳)
2. 第9回フォローアップ エリアごとの総合評価 (案)
3. 第9回フォローアップ 確認項目別の評価 (案)
 - ① 24年度に締結された、25年度受渡しを含む単年・長期卸を中心とした評価 (案)
 - ② 24年度に締結された、24年度及び25年度受渡しの期中卸に係る評価 (案)
 - ③ 24年度に締結された、オフサイトPPAに係る評価 (案)
 - ④ 九州電力による、25年度予定販売量の売れ残りに係る評価 (案)
 - ⑤ JERAによる、24年度に締結された26年度以降受渡しの長期卸に係る評価 (案)
 - ⑥ 各社の内外無差別な卸売の対象範囲
4. 24年度に実施された旧一電等の卸売に係る、新電力へのアンケート調査結果
5. 第9回フォローアップ 総評

第9回フォローアップにおけるエリアごとの評価の考え方

- 本フォローアップにおいては、24年度に締結された①単年卸・長期卸・期中契約の卸売のプロセスと結果、及び、②小売価格と調達価格の大小関係をそれぞれ確認し、その総合評価としてエリアごとの評価案を作成した。

【評価区分及び定義】

- ◎：現時点で内外無差別が担保されている
 - ○：合理的な理由なく内外差別している事例は確認されなかった
 - ×：合理的な理由なく内外差別している事例が確認された
- 総合評価が「◎：現時点で内外無差別が担保されている」となるのは、評価方針における確認項目の中で、内外無差別が担保されていることの確認において特に重要な項目（★を付与している確認項目）について全て◎評価、かつそれ以外の項目が全て○評価又は◎評価の場合である。

評価結果（案） サマリ：北海道エリア（北海道電力）

- ①卸売プロセス及びその結果、並びに、②小売価格と調達価格の大小関係を総合評価した結果、現時点で◎（内外無差別が担保されている）と評価したい。

【①卸売プロセス及びその結果：◎】

- 単年・長期・期中卸の入札において、第三者を介した入札に自社小売も同条件で参加しているかといった観点で確認を行った。
- また、同社は、長期卸の3年物商品以外では、最低価格・予定供出量を非公表としていたことから、事務局にてアクセスログ等で情報遮断の実効性を確認した。

【②小売価格と調達価格の大小関係：◎】

- 23年度実績は小売価格<調達価格と逆転していたが、24年度実績及び25年度計画では逆転していないことを確認した。

		単年	長期	期中（25年度受渡し）
卸売の概要	卸売スキーム※1	入札 ・ 確定数量：enechainを介し、計3回（11、12、1月） ・ 通告変更：enechainを介し、計2回（12、1月）	入札（3年物、2年物） ・ 3年物：enechainを介し、計1回（11月） ・ 2年物：enechainを介し、計3回（11、12、1月）	入札（25年度各月渡しの月間物） ・ enechainを介し、計3回（11、12、1月）
	卸標準メニュー	・ 確定数量：ベース、ミドル、オフピーク3商品（オプション無） ・ 通告変更（オプション有）	ベース1商品（オプション無）	ベース、ミドル、オフピーク3商品（オプション無）
	価格設定の考え方	同期間の電力・燃料先物を参照し、エリア間値差等も考慮して最低価格を設定（非公表） ・ 確定数量：一部料金（燃調あり） ・ 通告変更：二部料金（燃調あり）	・ 3年物：二部料金（燃調あり）、規制料金見直し時の原価に基づくコストベースで最低価格を設定（公表） ・ 2年物：一部料金（燃調あり）、同期間の電力・燃料先物を参照し、エリア間値差等も考慮して最低価格を設定（非公表）	一部料金（燃調あり） ・ 同期間の電力・燃料先物を参照し、エリア間値差等も考慮して最低価格を設定（非公表）
総合評価	卸売		◎（自社小売も同条件で入札に参加）	
	プロセス			
	契約量※2	37.4%/36.6%	0%/27.9%	13.6%/14.3%
	契約価格※3	◎（入札により決定）	—（約定なし）	◎（入札により決定）
	調達・小売価格の大小	◎（23年度実績は小売値上げ時期や社内調達価格等の影響で逆転したが、24年度実績及び25年度計画で逆転せず）		

※1 各社の卸売では、社外・グループ外のみを対象とした単年卸・長期卸商品が存在するケースもあるが、当サマリスライド内では記載をしていない。期中卸では社外・グループ外のみが対象の場合には明記。以降のスライドにおいても同様。
 ※2 「25年度の全供給力に占める実際の販売量（%）」/「25年度の全供給力に占める販売予定量（%）」（いずれも卸標準メニューのみ・kWhベース）を表す。以降のスライドにおいても同様。
 ※3 仮に1件も契約に至らなかった場合や自社小売又は社外小売のみの契約となった場合にも、そのこと自体が事業者の非公表情報に該当する場合には、販売プロセスが内外無差別であったことを確認した上で、評価結果は「◎」と表記することとする。以降のスライドにおいても同様。

評価結果（案） サマリ：東北エリア（東北電力）

- ①卸売プロセス及びその結果、並びに、②小売価格と調達価格の大小関係を総合評価した結果、○（合理的な理由なく内外差別している事例は確認されなかった）と評価したい。

【①卸売プロセス及びその結果：○】

- 単年卸の東北エリアの商品については、昨年度と同様に、エリア内需要計画で購入量上限を設定しているため、エリアで圧倒的なシェアを持つ自社小売が落札しない限り全量が売り切れない構造は変わっておらず、購入量上限は実質的に自社小売に有利な条件と評価されると考える。
- なお、同社によれば、第6回制度設計・監視専門会合（2025年2月開催）にて、エリア内限定供給の取扱について新たに具体的な評価の考え方が整理されたことを受けて、次年度以降の当該購入量上限の設定については検討中である。

【②小売価格と調達価格の大小関係：◎】

- 23年度実績は小売価格<調達価格と逆転していたが、24年度実績及び25年度計画では逆転していないことを確認した。

		単年	長期	期中（24年度受渡し）
卸売の概要	卸売スキーム	入札 ・ 自社で計3回（10/8、11/12、12/17） ・ 1商品につき1入札のみ、 東北エリア商品は購入量上限あり	入札（2年物） ・ 自社で計3回（10/8、11/12、12/17）	ブローカー及び相対交渉（ブローカー経由） ・ 東北電力エナジートレーディングにて、ブローカー4社を通じて随時販売
	卸標準メニュー	ベース・ミドル5商品 ・ 東北エリア4商品（2商品はオプション有）：年間一定又は冬期/夏期増量（ベース/ミドル） ・ 東京エリア1商品：年間一定（ベース）	ベース・ミドル2商品（ミドル商品はオプション有）	ベース、ミドル等各種商品
	価格設定の考え方	二部料金（燃調あり） ・ 同期間の電力先物を参照し、最低価格を設定（公表）	二部料金（燃調あり） ・ 同期間の電力先物を参照し、最低価格を設定（公表）	・ 電力現物や電力先物を含め市況を参照し、取引価格を設定
総合評価	卸売			
	プロセス	○（ 東北エリアの購入量上限は実質的に自社小売に有利 ）	◎	○
	販売予定量※1	84%	11%	—※2
	契約価格	○（入札により決定）	◎（入札により決定）	◎（市況見合い）
	調達・小売価格の大小	◎（23年度実績は社内調達価格の高止まり等の影響で逆転したが、24年度実績及び25年度計画で逆転せず）		

※1 契約量については、現時点での公表が期中販売の実施に支障を及ぼすことが考えられることから非公表としたい旨の申し出があったため非公表とした。

※2 24年度受渡し分にあたるため記載しない。

評価結果（案）サマリ：東京エリア（東京電力グループ）

- 東京電力HD・東京電力RP、東京電力EP、JERAにおける①卸売プロセス及びその結果、並びに、②小売価格と調達価格の大小関係を総合評価した結果、○（合理的な理由なく内外差別している事例は確認されなかった）と評価したい（個社の評価案はP15、16、19に記載）。
 - 東京電力HD・東京電力RP、JERAの各社と東京電力EPとの間で、コミットメント以前からの既存の長期契約※が存在していること等から、現時点で内外無差別が担保されているとは評価できないと考える（○評価）。
 - 東電EPの小売価格と調達価格の大小関係については、23年度実績、24年度実績及び25年度計画において、逆転していないことを確認した（◎評価）。

※ 既存の長期契約とは、コミットメント以前から存在する長期契約で、内外無差別に締結機会が提供されたものではないものをいう。以降のスライドにおいても同じ。

評価結果（案）サマリ：中部エリア（中部電力グループ）

- 中部電力、JERA、中部電力ミライズにおける①卸売プロセス及びその結果、並びに、②小売価格と調達価格の大小関係を総合評価した結果、○（合理的な理由なく内外差別している事例は確認されなかった）と評価したい（個社の評価案はP17、18、19に記載）。
 - 中部電力、JERAの各社と中部電力ミライズとの間でコミットメント以前からの既存の長期契約が存在していること等から、現時点で内外無差別が担保されているとは評価できないと考える（○評価）。
 - 中部電力ミライズの小売価格と調達価格の大小関係については、23年度実績、24年度実績及び25年度計画において、逆転していないことを確認した（◎評価）。

個社評価結果（案） サマリ：東京電力HD・RP

- ①卸売プロセス及びその結果について確認を行い、○（合理的な理由なく内外差別している事例は確認されなかった）と評価したい。

【①卸売プロセス及びその結果：○】

- コミットメント以前からのグループ内小売（東京電力EP）との既存の長期契約が存在している。また、単年卸にて、自社による入札を実施したが、東京電力EPとの既存の長期契約のうち一定量を解約する前提で卸売先を募集するスキームのため、東京電力EPは入札に参加していない。このため、評価方針を踏まえ、現時点で内外無差別が担保されているとは評価できないと考える。

【②小売価格と調達価格の大小関係：－】

- 小売を行っていないため評価の対象外。

		単年	長期	期中
卸売の概要	卸売スキーム	入札 ・ 自社で1回の入札を実施（2月） ・ 東京電力EPとの既存の長期契約のうち一定量を解約する前提で卸売先を募集	—	—
	卸標準メニュー	原子力・一般水力を原資とする出なりの商品（オプション無）※	—	—
	価格設定の考え方	一部料金（燃調なし） ・ 最低価格を設定（非公表）※	—	—
卸売	プロセス	○（東電EPとの既存の長期契約が存在するため、東電EPは入札に参加していない）	—	—
	契約量	0%/10%（応札なし）	—	—
	契約価格	—（応札なし）	—	—

※ 商品数、最低価格の設定の考え方等は、契約に係る情報であり、公表しない旨を同社ウェブサイト上で掲載・周知していることから非公表としたい旨の申し出があったため非公表とした。

個社評価結果（案）サマリ：東京電力EP

- ①卸売プロセス及びその結果、並びに、②小売価格と調達価格の大小関係について確認を行い、現時点で◎（内外無差別が担保されている）と評価したい。

【①卸売プロセス及びその結果：◎】

- 自社による入札では、結果としてグループ内小売の応札はなかったものの、グループ内外で同条件の入札であったことを確認した。
- 同社が販売するBG加入卸は、一律の価格（申込先着順）による販売であり、量の観点でグループ内小売にのみ有利となっていないことを確認した。

【②小売価格と調達価格の大小関係：◎】

- 23年度実績、24年度実績及び25年度計画において、小売価格と調達価格の大小関係が逆転していないことを確認した。

		単年	長期	期中（24年度受渡し）	
卸売の概要	卸売スキーム	入札 ・ 計2回（10月、11月）。1商品につき2件まで入札。東電EP自身は不参加	一律の価格体系 ・ 契約量は申込先着順（11/8～12/6）で受付、供給可能量に達するまで募集	—	一律の価格体系 ・ 契約量は申込先着順（6/18～6/25）で受付
	卸標準メニュー	ベース・ミドル2商品（オプション無）	BG加入卸 ・ 需要BG加入により、需給運用業務の代行と小売需要量全ての卸供給を実施	—	BG加入卸（10～3月） ・ （同左）
	価格設定の考え方	一部料金（燃調あり+市場価格調整） ・ コストベースで設定（非公表）	二部料金（燃調あり又は燃調あり+市場価格調整） ・ コストベースで設定	—	二部料金（燃調あり又は燃調あり+市場価格調整） ・ （同左）
卸売	プロセス	◎（グループ内外で同条件の入札）	◎（グループ内外で同条件の先着順） ^{※1}	—（コミットメント以前からの既存BG加入卸契約については、グループ外電源を原資としているため、評価対象外）	◎（同左）
	契約量	6%/6%			— ^{※2}
	契約価格	—（グループ内小売の応札なし）	◎（一律の価格体系）		◎（一律の価格体系）
調達・小売価格の大小		◎（23年度実績、24年度実績及び25年度計画で逆転せず）			

※1 申込先着順とは別に、グループ内小売1社及びグループ外小売1社については、コミットメント前からの既存契約に基づき契約量及び価格を決定している。ただし、当該グループ内小売への卸売は、「グループ外電源調達量>当該グループ内事業者への販売量」かつ「グループ外電源調達価格<当該グループ内事業者への卸価格」（2023年6月開催の第86回制度設計専門会合の整理に基づく）となっており、グループ外電源を原資にしていることを確認したことから、内外無差別の対象外としたい。

※2 24年度受渡し分にあたるため記載しない。

個社評価結果（案） サマリ：中部電力

- ①卸売プロセス及びその結果について確認を行い、○（合理的な理由なく内外差別している事例は確認されなかった）と評価したい。

【①卸売プロセス及びその結果：○】

- コミットメント以前からのグループ内小売（中部電力ミライズ）との既存の長期契約が存在している。また、単年卸にて、相対交渉による募集を行ったが、中部電力ミライズとの既存の長期契約のうち一定量を解約する前提で卸売先を募集するスキームのため、中部電力ミライズは相対交渉に参加していない。このため、評価方針を踏まえ、現時点で内外無差別が担保されているとは評価できないと考える。

【②小売価格と調達価格の大小関係：－】

- 小売を行っていないため評価の対象外。

		単年	長期	期中
卸売の概要	卸売スキーム	相対交渉 ・ 中部電力ミライズとの既存の長期契約のうち一定量を解約する前提で卸売先を募集（11月）	－	－
	卸標準メニュー	1商品（オプション無） ・ 原子力・再エネ電源を原資とする、各月受電量固定の商品	－	－
	価格設定の考え方	一部料金（燃調なし） ・ 中部電力ミライズとの既存PPAの合成単価等を基に、最低価格を設定（通知）	－	－
卸売	プロセス	○（中部電力ミライズとの既存の長期契約が存在するため、中部電力ミライズは相対交渉に参加していない）		
	契約量	0%/10%（申込なし）	－	－
	契約価格	－（申込なし）	－	－

個社評価結果（案） サマリ：中部電力ミライズ

- ①卸売プロセス及びその結果、並びに、②小売価格と調達価格の大小関係について確認を行い、現時点で◎（内外無差別が担保されている）と評価したい。
 【①卸売プロセス及びその結果：－】
 - 供給力を踏まえて、24年度中においては単年卸・長期卸ともに実施していないため、確認対象が存在しない。
 【②小売価格と調達価格の大小関係：◎】
 - 23年度実績、24年度実績及び25年度計画において、小売価格と調達価格の大小関係が逆転していないことを確認した。

		単年	長期	期中（24年度受渡し）
卸売の概要	卸売スキーム	－（供給力不足により実施せず）	－（供給力不足により実施せず）	－（供給力不足により タイムスワップ契約等のみ実施）
	卸標準メニュー	－	－	－
	価格設定の考え方	－	－	－
卸売	プロセス			
	契約量	－	－	－
	契約価格			
調達・小売価格の大小		◎（23年度実績、24年度実績及び25年度計画で逆転せず）		

個社評価結果（案）サマリ：JERA

- ①卸売プロセス及びその結果について確認を行い、○（合理的な理由なく内外差別している事例は確認されなかった）と評価したい。

【①卸売プロセス及びその結果：○】

- 24年度中に販売された25年度受渡しの単年卸については、JERAパワートレーディング（以下「JERAPT」という。）にて、ブローカー取引等により実施され、グループ内外の小売が同条件で取引に参加していることから、その内外無差別性を確認した。
- ただし、コミットメント以前からのグループ内小売との既存の長期契約の存在により、25年度向けの相対卸契約量の大宗はグループ内小売に販売されており、また、それらの契約条件等がグループ外小売とは異なるため、現時点で内外無差別が担保されているとは評価できないと考える。
- なお、24年度中に販売された26-27年度受渡しの長期卸については、単年卸と同様の方式で、ブローカー取引等により実施され、内外無差別が担保されていると評価したい。

【②小売価格と調達価格の大小関係：－】

- 発電部門と小売部門が分社化されたことから、小売としてのコミットメントを行っていないため評価の対象外。

		単年	長期（26-27年度受渡しの2年物） P.82,83	期中（24年度受渡し）
卸売の概要	卸売スキーム	ブローカー及び同一条件での相対取引		ブローカー及び相対交渉
	卸標準メニュー	6商品（オプション有） 東京エリア：ベース・ミドル 中部エリア：ベース2商品、ミドル2商品（受給期間が異なる）	ベース1商品（オプション無） 東京・中部各エリアBG渡し	ベース、ミドル、オフピーク等 各種商品（オプション無）
	価格設定の考え方	二部料金（燃調あり（JKM）） ・商品の通告変更オプション価値を日々算定して売り入札価格（基本料金）を設定	一部料金（JCC/JKM/HH燃調あり） ・発電コスト、燃料・電力市況を考慮して、売り入札価格を設定	一部料金（燃調なし） ・同左
卸売	プロセス	○（24年度中の販売商品については、グループ内外の小売が同条件で取引に参加。ただし東電EP・中電MZとのコミットメント以前からの既存長期契約が存在。）		
	販売予定量	東京エリア2%、中部エリア2% ^{※1}	— ^{※2}	— ^{※3}
	契約価格 ^{※4}	◎	◎	◎

※1 単年卸の契約量については、今後の販売に影響がおよぶ可能性があるため、非公表としたい旨の申し出があったため非公表とした。25年度kWベース。

※2 26-27年度受渡し分にあたるため記載しない。 ※3 24年度受渡し分にあたるため記載しない。

※4 仮に1件も契約に至らなかった場合や自社小売又は社外小売のみの契約となった場合にも、そのこと自体が事業者の非公表情報に該当する場合には、販売プロセスが内外無差別であったことを確認した上で、評価結果は「◎」と表記することとする。

評価結果（案） サマリ：北陸エリア（北陸電力）

- ①卸売プロセス及びその結果、並びに、②小売価格と調達価格の大小関係について総合評価した結果、現時点で◎（内外無差別が担保されている）と評価したい。

【①卸売プロセス及びその結果：◎】

- 単年卸は相対交渉によって販売しており、各社との交渉・契約基準及び結果の内外無差別性を確認した。
 - 事前に社内で設定した価格テーブル（市況に基づくベース及びオプション価格）に基づいて、実際に全社と交渉していることを確認した。
 - 昨年度は、①2018年度以前からの継続した同社との卸電力取引実績の存在、②同社への重油燃料の供給能力、③冬期における同社への卸電力供給実績の存在、という3つの評価基準のいずれかに該当する事業者（自社小売は上記①に該当）をグループ1、それ以外の者をグループ2に分類し、グループ1から優先交渉・協議を行っていた。
 - しかし、24年度から、上記①から③に加えて、④前年度期中における同社との卸電力取引実績の存在との評価基準を追加し、新たにグループ1となった事業者は4者存在した。また、上記評価基準に基づきグループ2に該当する者であっても、グループ1に属する事業者よりも高い希望価格で申し込みを行った3者は、経済性の観点からグループ1と同時期の協議を開始している。結果としても自社小売の契約価格は社外小売の額より高い価格となっており、約定量の観点からも市況の下落等の影響により交渉途中で辞退する事業者が多くグループ分けによる交渉の優先順位に関わらず結果的に全事業者が希望量を全量契約できている。このため、上記評価基準は、「明らかに社内に有利な評価基準となっていない」（◎）と評価したい。
 - なお、昨年度と比較して上記④の評価基準が追加されたものの、今後、取引実績評価によりグループ1に属する事業者（優先交渉・協議が行われる者）が固定化されるようであれば、内外無差別が担保されている（◎）とは評価できないと考える。

【②小売価格と調達価格の大小関係：◎】

- 23年度実績、24年度実績及び25年度計画において、小売価格と調達価格の大小関係が逆転していないことを確認した。

		単年	長期	期中
卸売の概要	卸売スキーム	相対交渉 ・ ①2018年度以前からの継続した同社との卸電力取引実績の存在、②同社への重油燃料の供給能力、③冬期における同社への卸電力供給実績の存在、④前年度期中における同社との卸電力取引実績の存在という4つの評価基準のいずれかに該当する事業者をグループ1、それ以外の者をグループ2に分け、同一の価格テーブルに基づいてグループ1から優先交渉・協議（12～1月）	相対交渉（3年物） ・ 希望価格の高い順に交渉（12月～）	相対交渉 ・ 24年度/25年度受渡し ・ 24年度を通じて随時販売
	卸標準メニュー	ベース（通変無）・ミドル（通変有/無）・フレックス（通変有/無）の5商品	ベース1商品（3年・オプション無）	－（社内・グループ内小売に対して販売せず）
	価格設定の考え方	一部料金（燃調あり） ・ プライスベースで提案価格を設定 ・ 燃調も協議により決定	一部料金（燃調あり） ・ コストベースで最低価格を設定	－
総合評価	卸売			
	プロセス	◎（自社小売も同じ価格テーブルに基づき同じ条件で交渉）		－
	契約量	80%/79%	0%/2%（社内外ともに交渉・契約なし）	－
	契約価格	◎（燃調除きで負荷率と契約価格の関係を確認し、社内>社外）		－（社内外ともに交渉・契約なし）
	調達・小売価格の大小	◎（23年度実績、24年度実績及び25年度計画で逆転せず）		

評価結果（案）サマリ：関西エリア（関西電力）

- ①卸売プロセス及びその結果、並びに、②小売価格と調達価格の大小関係について総合評価した結果、現時点で◎（内外無差別が担保されている）と評価したい。

【①卸売プロセス及びその結果：◎】

- 単年卸では、販売量の2/3について、第63回電力・ガス基本政策小委員会（2023年6月開催）における「長期卸の販売と条件解除の進め方（段階的拡大）」の整理に基づき、購入量上限を解除している。
- 残る1/3については、買い手の関西エリア内需要計画から自社保有電源と他社調達電源等を控除した量で購入量上限を設定しており、結果としては自社小売の札で売り切れており、契約価格も自社小売の方が社外小売よりも安くなっている。ただし、第6回制度設計・監視専門会合（2025年2月開催）で示したエリア内供給制限にかかるセーフハーバーの考え方を踏まえて今回事後確認したところ、上記の購入量上限条件が付与された入札について、エリアで圧倒的なシェアを持つ自社小売が落札しない限り入札販売量の全量が売り切れないといった実質的に自社小売に有利な条件にはなっていないと考えられる。なお、今後、同社の判断として、上記の整理に則って単年卸の購入量上限の全面解除を進めることについて否定するものではない。
- 長期卸について、一律の価格で販売を行い、最低購入単位及び希望量が供給可能量を上回った場合の配分方法が合理的で、量の観点でも自社小売にのみ有利となっていないことを確認した。

【②小売価格と調達価格の大小関係：◎】

- 23年度実績、24年度実績及び25年度計画において、小売価格と調達価格の大小関係が逆転していないことを確認した。

		単年	長期	期中（24年度受渡し）
卸売の概要	卸売スキーム	入札 <ul style="list-style-type: none"> 自社で1回（12月）。1札のみ応札可。 購入量上限・転売禁止を設定する「数量制限あり商品」を全体の1/3の量、設定しない「数量制限なし商品」を全体の2/3の量販売 	一律の価格体系（3年物） <ul style="list-style-type: none"> 3年物を募集（10月） 希望数量の合計が募集数量を上回った場合、按分 	一律の価格体系 <ul style="list-style-type: none"> 夏季・冬季の月間物を募集（6月）
	卸標準メニュー	ベース・ミドルを組み合わせた定型パターン1商品（オプション無）。加えて、応札時に夏季・冬季の需要期増量（定額）を申込可能（失札者の申込は無効）。	ベース1商品（オプション無）	ベース・ミドル2商品（オプション無） <ul style="list-style-type: none"> 夏季（8月、9月） 冬季（12月、1月、2月）
	価格設定の考え方	一部料金（燃調あり） <ul style="list-style-type: none"> コスト回収可能な水準及びマーケット水準や小売事業者の販売価格などを踏まえて最低落札価格を設定（通知） 	二部料金（燃調あり） <ul style="list-style-type: none"> 左記の考え方で一律の販売価格を設定 	一部料金（燃調あり） <ul style="list-style-type: none"> 同左
総合評価	卸売	◎（販売量の2/3は購入量上限を解除）	◎（一律の価格体系）	◎（一律の価格体系）
	プロセス	◎（販売量の2/3は購入量上限を解除）	◎（一律の価格体系）	◎（一律の価格体系）
	契約量	36%/36%（kWベース）	13%/13%（kWベース）	—※
	契約価格	○（社内<社外。入札により決定）	◎（一律の価格体系）	◎（一律の価格体系）
◎	調達・小売価格の大小	◎（23年度実績、24年度実績及び25年度計画で逆転せず）		

※ 24年度受渡し分にあたるため記載しない。

評価結果（案）サマリ：中国エリア（中国電力）

- ①卸売プロセス及びその結果、並びに、②小売価格と調達価格の大小関係について総合評価したの結果、現時点で◎（内外無差別が担保されている）と評価したい。

【①卸売プロセス及びその結果：◎】

- 単年卸について、自社で実施する入札を計3回実施しており、社内外で同条件の入札であったことを確認した。
- 長期卸について、一律の価格での販売を行い、最低購入単位及び希望量が供給可能量を上回った場合の配分方法が合理的で、量の観点でも自社小売にのみ有利となっていないことを確認した。なお、第1回公募は同社の「電源の安定的な運用に支障をきたす」といった理由で不成立となった。内外無差別の観点とは別に、小売電気事業者にとっての相対電源調達に係る予見性を棄損するおそれが生じることからこういった事象が生じることのないよう予め商品設計されることが望ましい。

【②小売価格と調達価格の大小関係：◎】

- 23年度実績、24年度実績及び25年度計画において、小売価格と調達価格の大小関係が逆転していないことを確認した。

		単年	長期	期中（24年度受渡し）	
卸売の概要	卸売スキーム	入札 <ul style="list-style-type: none"> 自社で計3回（11月、1～2月、2～3月） 既存契約があればその範囲内で各回に1札追加で申込可能 全商品で買い手が希望する単価から売り手が提示する単価を差し引いた値が大きい順に約定処理 	一律の価格体系（3年物） <ul style="list-style-type: none"> 計1回、12月に募集（9月に実施した回は不成立※として、12月に再募集） 	ブローカー及び相対交渉 <ul style="list-style-type: none"> 24年度を通じて随時販売 	
	卸標準メニュー	ベース①②・ミドル・定形型①②③（オプション無）及び通告型α（オプション有）・通告型β（オプション無）の8商品	ベース・ミドル（オプション無）及び通告型α（オプション有）・通告型β（オプション無）の4商品	－（社内・グループ内小売に対して販売せず）	
	価格設定の考え方	一部/二部料金（燃調あり（フォーミュラ①/②）） ※市場調整項目あり/なし ・ 可変費+a以上を前提に、市況を踏まえたプライスベースにて受給パターンごとに最低取引価格を設定（非公表）	一部/二部料金（燃調あり（フォーミュラ①/②）） ※市場調整項目あり/なし ・ 市況を踏まえた価格に、長期リスクプレミアムを加算し商品ごとに一律の販売価格を設定	－	
総合評価	卸売	プロセス	◎（自社小売も同条件で入札に参加）	◎（一律の価格体系）	－
		契約量	44%/54%	15%/17%	－
		契約価格	◎（入札により決定）	◎（一律の価格体系）	－
	調達・小売価格の大小	◎（23年度実績、24年度実績及び25年度計画で逆転せず）			

※「申込内容を精査した結果、当社電源の安定的な運用に支障をきたすおそれが極めて高く、実務上履行困難となるため」（出典：同社再募集回の募集要項）

評価結果（案） サマリ：四国エリア（四国電力）

- ①卸売プロセス及びその結果、並びに、②小売価格と調達価格の大小関係について総合評価した結果、現時点で◎（内外無差別が担保されている）と評価したい。
【①卸売プロセス及びその結果：◎】
 - 単年卸及び長期卸において、相対交渉によって販売。内外無差別な基準で交渉・契約先を決定しており、自社小売のみに有利な結果になっていないことを確認した。
 - 単年卸及び長期卸ともに、社内外で同一の基準価格（単年はプライスベース、長期はコストベース）を設定し、当該基準価格と買い手の希望価格の差である「マージン幅」をベースとして、受給パターンの親和性も考慮しつつ契約先を決定した。また、マージン不足の事業者とは、供給力補完の提案や取引実績も考慮して価格協議を行い、価格目線が合った事業者と契約した。
 - 自社小売については、供給力補完・取引実績の考慮はなく、マージンが黒字となる申込分のみ成約しており、結果として、成約した自社小売の申込よりもマージン幅が大きい社外小売の申込については全て成約していることから、自社小売のみに有利な評価、契約を行っていない。
 - また、結果としての契約価格も、負荷率を考慮した上で、自社小売の方が社外小売より高くなっている。
- 【②小売価格と調達価格の大小関係：◎】
 - 23年度実績、24年度実績及び25年度計画において、小売価格と調達価格の大小関係が逆転していないことを確認した。

		単年	長期	期中
卸売の概要	卸売スキーム	相対交渉 ・ 買い手が希望単価を申込（同一商品に複数申込可）し、基準価格とのマージン幅が大きい案件を中心に、受給パターン・供給力補完等を基に総合判断（12～1月）	相対交渉（3～5年物） ・ 基本料金について買い手が申込（同一商品に複数申込可）し、基準価格とのマージン幅が大きい案件を中心に受給パターン・供給力補完等を基に総合判断（11～12月）	ブローカー及び相対交渉 ・ 24年度/25年度受渡し ・ 24年度を通じて随時販売
	卸標準メニュー	①確定数量ベース、②確定数量ミドル、③変動数量（1日）、④変動数量（30分）の4商品	高利用率型・中低利用率型の2商品（3～5年・オプション有） ※契約期間も柔軟に協議可能	－（社内・グループ内小売に対して販売せず）
	価格設定の考え方	一部料金（燃調あり） ・ フォワード市況価格を基に想定価格を設定	二部料金（燃調あり） ・ 従量料金は時季別の価格を指定 ・ 基本料金は固定費やリスク等から基準価格を設定	－
総合評価	卸売	◎（自社小売も同じ条件で交渉）	◎（自社小売も同じ条件で交渉）	－
	プロセス	◎（自社小売も同じ条件で交渉）	◎（自社小売も同じ条件で交渉）	－
	契約量	44%/41%	7%/14%	－
	契約価格	◎（負荷率と契約価格の関係を確認し、社内>社外）	◎（負荷率と契約価格の関係を確認し、社内>社外）	－
◎ 調達・小売価格の大小		◎（23年度実績、24年度実績及び25年度計画で逆転せず）		

評価結果（案）サマリ：九州エリア（九州電力グループ）

- 子会社が保有する電源については、第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）及び第4回制度設計・監視専門会合（2024年12月開催）で示したとおり、24年度に交渉を実施し、契約締結する卸取引から、旧一電等の子会社が保有する電源についても原則として内外無差別な卸売を明示的に求め、フォローアップを行うこととした。
- それに伴い、九州電力の子会社である九電みらいエナジーについて、当該子会社自身が卸売を行っていることから、今回のフォローアップ以降、新たに確認を行うこととなった。
- 九州電力における①卸売プロセス及びその結果、並びに、②小売価格と調達価格の大小関係、また、九電みらいエナジーの①卸売プロセス及びその結果を確認し、九州エリアについて、現時点で◎（内外無差別が担保されている）と評価したい（個社の評価案はP25、26に記載）。

個社評価結果（案）サマリ：九州電力

- ①卸売プロセス及びその結果、並びに、②小売価格と調達価格の大小関係について確認を行い、現時点で◎（内外無差別が担保されている）と評価したい。

【①卸売プロセス及びその結果：◎】

- 単年卸を相対交渉にて販売。内外無差別な基準で交渉・契約先を決定しており、自社小売のみに有利な結果になっていないことを確認した。社内外ともに、各事業者の希望する受給パターンに応じて算出した価格を交渉先に提案。設定した最低価格を上回る価格の範囲内で価格・条件等の協議を実施し、価格目線が合った交渉先と契約した。
- また、長期卸について、社内外同条件で参加する入札にて内外無差別に販売した。
- 25年度受渡しに向けた売れ残りについては、25年度中を受渡し期間とした期中卸について、相対交渉を通じて内外無差別に販売を行った上で、残余分については、スポット市場を通じた販売を実施し、25年6月上旬までに一定量が約定していることを確認した。

【②小売価格と調達価格の大小関係：◎】

- 23年度実績は規制料金による影響で小売価格<調達価格と逆転していたが、24年度実績及び25年度計画においては、逆転していないことを確認した。

		単年	長期	期中（25年度向け売れ残り分） <small>P.78~80</small>	期中（24年度受渡し）
卸売の概要	卸売スキーム	相対交渉 ・ 買い手が申し込んだ受給パターンを踏まえ、売り手から価格を提示し、設定した最低価格を上回る価格の範囲内で協議を実施 ・ 計2回（1回目：10~11月、追加販売：1月）	入札（3年物） ・ 計1回（9~10月）。従量料金を入札により決定。2札の応札が可能。	相対交渉、残余分はスポット市場 供出（25年4~6月上旬までの実績） ・ 相対交渉により随時受付 ・ 残余分はスポット市場供出	ブローカー及び相対交渉 ・ 随時受付、随時販売
	卸標準メニュー	ベース（オプション無）・オーダーメイド（オプション有/無）の2商品	ベース1商品（オプション無）	ベース（オプション無）、オーダーメイド（オプション有/無）	
	価格設定の考え方	二部料金（燃調あり） ・ 買い手の受給パターンに応じて最低価格を設定。基本料金は同社指定、従量料金が買い手との協議対象。	二部料金（燃調あり） ・ 基本料金は同社指定。従量料金について最低価格を設定（非公表）。	二部料金（燃調あり） ・ （左記の単年における相対交渉と同様）	二部料金（燃調あり） ・ （同左）
卸売	プロセス	◎（内外無差別に相対交渉や、自社小売も同条件で参加する入札等を通じた販売を行い、余剰分はスポット市場に供出）			
	販売予定量 ^{※1}	76%	21%	—	— ^{※2}
	契約価格 ^{※3}	◎（負荷率と契約価格の関係を確認し、社内>社外）	◎	—（社内・グループ内小売の成約なし）	—（社内・グループ内小売の成約なし）
調達・小売価格の大小		◎（23年度実績は規制料金による影響で逆転したが、24年度実績及び25年度計画で逆転せず）			

※1 価格算定方法や契約量等については、今後の販売交渉に影響を及ぼすため、非公表としたい旨の申し出があったため非公表とした。 ※2 24年度受渡し分にあたるため記載しない。

※3 仮に1件も契約に至らなかった場合や自社小売又は社外小売のみの契約となった場合にも、そのこと自体が事業者の非公表情報に該当する場合には、販売プロセスが内外無差別であったことを確認した上で、評価結果は「◎」と表記することとする。

個社評価結果（案）サマリ：九電みらいエナジー

- ①卸売プロセス及びその結果について確認を行い、現時点で◎（内外無差別が担保されている）と評価したい。

【①卸売プロセス及びその結果：◎】

- 単年卸のうち、入札についてはグループ内外で同条件の入札であったこと、ブローカーについては個別条件の交渉等はなかったこと、相対交渉については内外無差別な基準で交渉先と契約先を決定しグループ内小売のみに有利な結果でないことを確認した。
- また、長期卸については、相対交渉を行ったがグループ内小売との交渉や約定はなかった。

【②小売価格と調達価格の大小関係：－】

- 小売を行っていないため評価の対象外（九州エリアについては、九州電力小売部門が評価の対象）。

		単年		長期	期中（25年度受渡し）	
卸売の概要	卸売スキーム	入札 ・ enechainを介して、計1回 の入札を実施（10月）	ブローカー ・ 随時販売	相対交渉 ・ 市況等を加味した基準価格を設定し、全事業者と協議した上で、基準価格との乖離を基準として約定（11月～予定販売量到達まで）	相対交渉（2年物）	ブローカー及び相対交渉 ・ 左記同様 ・ 11月～予定販売量到達まで
	卸標準メニュー	地熱発電特化のベース1商品（オプション無）	主にベース商品（オプション無）	ベース1商品（オプション無）	ベース1商品（オプション無）	主にベース商品（オプション無）
	価格設定の考え方	一部料金（燃調なし） ・ 昨年度の販売実績単価を考慮して最低価格を設定（非公表）	一部料金（燃調なし） ・ 市況を参照したプライスベースで決定	一部料金（燃調なし） ・ 同左	一部料金（燃調なし） ・ 同左	一部料金（燃調なし） ・ 同左
卸売	プロセス	◎（グループ内小売も同条件で入札による取引に参加）	◎（グループ内外の小売が同条件で取引に参加）	◎（グループ内小売も同条件で交渉）	◎（グループ内小売との交渉なし）	◎（グループ内小売との交渉なし）
	販売予定量※1		15%		—※2	30%
	契約価格	◎（入札により決定）	－（グループ内小売の成約なし）	◎（負荷率と契約価格の関係を確認し、社内>社外）	－（グループ内小売の成約なし）	－（グループ内小売の成約なし）

※1 契約量については、今後の期中販売の実施に支障を及ぼすことが考えられることから、非公表としたい旨の申し出があったため非公表とした。

※2 長期卸の販売予定量については、当初既設電源を用いたオフサイトPPAで販売を予定していた量である55%のうち、売れ残り分を結果的に長期の販売向けに切り替えたため記載しない。

評価結果（案）サマリ：沖縄エリア（沖縄電力）

- ①卸売プロセス及びその結果、並びに、②小売価格と調達価格の大小関係について総合評価した結果、現時点で◎（内外無差別が担保されている）と評価したい。※1

【①卸売プロセス及びその結果：◎】

- 単年・長期・期中卸について、一律の価格での販売を行っており、最低購入単位及び希望量が供給可能量を上回った場合の配分方法が合理的で、量の観点でも自社小売にのみ有利となっていないことを確認した。

【②小売価格と調達価格の大小関係：◎】

- 23年度実績では小売価格<調達価格と逆転していたものの、24年度実績及び25年度計画では逆転していないことを確認した。

		単年	長期	期中
卸売の概要	卸売スキーム	一律の価格体系 ・ 年間を通じて新規契約・増量を随時受付	一律の価格体系（3年物） ・ 11月上旬～12月上旬に募集 ・ 希望数量の合計が募集数量を上回った場合は、按分	一律の価格体系（24年度受渡し） ・ 年間を通じて新規契約を随時受付
	卸標準メニュー	①ベース・ミドル及び②ピーク需要向けの2商品（オプション有） ①通告型A（契約量上限なし） ②通告型B（契約量上限なし）	ベース1商品（3年・オプション無）	①ベース・ミドル及び②ピーク需要向けの2商品（オプション有） ①通告型A（契約量上限なし） ②通告型B（契約量上限なし）
	価格設定の考え方	二部料金（燃調あり） ・ コストベースで一律の基本料金及び時季・時間帯を踏まえた電力量料金を設定	一部料金（燃調あり） ・ コストベースで一律の基本料金を設定	二部料金（燃調あり） ・ コストベースで一律の基本料金及び時季・時間帯を踏まえた電力量料金を設定
総合評価	卸売	◎（一律の価格体系）		
	プロセス	◎（一律の価格体系）	◎（一律の価格体系）	◎（一律の価格体系）
	契約量	—（新規契約・増量を随時受付のため、小売と合意した数字なし）	26%/26%	—※2
	契約価格	◎（一律の価格体系）	◎（一律の価格体系）	◎（一律の価格体系）
調達・小売価格の大小		◎（23年度実績は小売値上げ時期の影響で逆転したが、24年度実績及び25年度計画で逆転せず）		

※1 なお、同社は、沖縄エリアの高圧部門における料金規制等の解除にかかる議論（第87回電力・ガス基本政策小委員会（2025年3月開催））において、「内外無差別な卸売に関しましては、弊社は、令和2年7月に内外無差別の卸売等のコミットメントを表明しております。今後も審議会における議論の進展等を踏まえ必要に応じて見直しつつ、適切に対応してまいります。」と表明している。

※2 24年度受渡し分にあたるため記載しない。

1. 25年度受渡しの相対卸契約に関する状況
(旧一電等の供給力の行き先の推移、社外・グループ外向け取引の内訳)
2. 第9回フォローアップ エリアごとの総合評価 (案)
3. 第9回フォローアップ 確認項目別の評価 (案)
 - ① 24年度に締結された、25年度受渡しを含む単年・長期卸を中心とした評価 (案)
 - ② 24年度に締結された、24年度及び25年度受渡しの期中卸に係る評価 (案)
 - ③ 24年度に締結された、オフサイトPPAに係る評価 (案)
 - ④ 九州電力による、25年度予定販売量の売れ残りに係る評価 (案)
 - ⑤ JERAによる、24年度に締結された26年度以降受渡しの長期卸に係る評価 (案)
 - ⑥ 各社の内外無差別な卸売の対象範囲
4. 24年度に実施された旧一電等の卸売に係る、新電力へのアンケート調査結果
5. 第9回フォローアップ 総評

24年度に締結された単年・長期卸を中心とした評価（案）サマリ 1/3

確認観点	No.	確認項目	単年/ 長期	◎○×評価（確認対象外の項目は“-”）※確認対象外の項目は、総合評価には影響しない													
				北海道	東北	東電 HD/RP	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA※1	北陸	関西	中国	四国	九州 電力	九電 みらい	沖縄
A	1	事前の明示	単年	◎	◎	○	◎	○	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2★	実施スケジュール P.32	単年	◎	◎	○	◎	○	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
B	3	事前の公表	単年	◎	◎	○	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			長期	◎	◎	-	-	-	○	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	4★	自社小売向け確保	-	◎	◎	○	◎	○	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	5※2	契約期間の設定	長期	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○
	6※2	卸売のポートフォリオ	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7★	卸標準メニューの交渉	-	◎	◎	○	◎	○	-	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎
	8※2	容量市場収入の控除 P.33~43	単年	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-
長期			○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	
C	9※2	社内規程・取引書	-	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○
	10★	情報遮断の取組	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	11★	卸取引の担当部門 P.44,45	-	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※1 JERAについては、24年度に募集された、25年度を契約期間に含む単年卸及び長期卸（長期卸は既存契約以外に募集なし）の評価を行っている。他方、24年度に交渉・契約締結された、26年度以降を契約期間とする長期卸の評価は、別途パートを分けて評価を行う（P.82~83参照）。

※2 これらの確認項目は、◎評価はなく、○評価又は×評価となる。

24年度に締結された単年・長期卸を中心とした評価（案）サマリ 2/3

確認観点	No.	確認項目	単年/ 長期	◎○×評価（確認対象外の項目は“-”）※確認対象外の項目は、総合評価には影響しない													
				北海道	東北	東電 HD/RP	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州 電力	九電 みらい	沖縄
D オプション価値 P.46~48	12★	内外同一の設定	単年	◎	◎	○	◎	◎	-	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	13★	規程に基づいた運用	単年	◎	-	◎	-	-	-	◎	◎	-	◎	◎	-	-	◎
			長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-	-	-
E 転売禁止 P.49,50	14★	転売禁止有無	単年	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
F エリア内限定の 供給等 P.49~54	15★	エリア内限定の供給 等	単年	◎	○	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
G 価格以外の評価 基準 (与信評価・取 引実績評価) P.55~59	16★	与信評価基準	単年	◎	◎	◎	◎	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	17※2	前払い等の判断根拠	単年	-	○	○	-	-	-	○	○	-	○	○	○	○	-
			長期	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-
	18★	取引実績評価基準	単年	-	◎	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	◎	-	-
			長期	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-
19★	その他の評価基準	単年	-	-	-	◎	-	-	-	-	◎	-	-	◎	-	-	
		長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	
H 一律の価格（体 系）での販売に 特有の確認項目 ※1 P.60	20★	最低購入単位	単年	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎
			長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-	-	◎
	21★	配分方法	単年	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-	-

※1 これらの確認観点は、該当する一部の事業者のみを確認対象とする。

※2 これらの確認項目は、◎評価はなく、○評価又は×評価となる。

24年度に締結された単年・長期卸を中心とした評価（案）サマリ 3/3

確認観点	No.	確認項目	単年/ 長期	◎○×評価（確認対象外の項目は“-”） ※確認対象外の項目は、総合評価には影響しない													
				北海道	東北	東電 HD/RP	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州 電力	九電 みらい	沖縄
I 入札制に特有の 確認項目※1 P.61	22★	自社小売の参加	単年	◎	◎	○	◎	-	-	-	-	◎	◎	-	-	◎	-
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	
	23★	最低価格の公表	単年	◎	◎	-	◎	-	-	-	-	◎	◎	-	-	◎	-
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-
	24	予定供出量の公表	単年	◎	◎	-	◎	-	-	-	-	◎	◎	-	-	◎	-
			長期	◎	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-
J ブローカー制に 特有の確認項目 ※1 P.62	25★	売りタイミングの 把握	単年	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	◎	-
			長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26★	売り入札量の大きさ	単年	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	◎	-
			長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	個別条件の交渉	単年	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	◎	-
			長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
K 相対交渉に特有 の確認項目※1 P.63	28★	プロセス/結果の 無差別	単年	-	-	-	-	○	-	-	◎	-	-	◎	◎	◎	-
			長期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	-	◎	-	
	29※2	受給条件の協議	単年	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-
			長期	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	○	-
L 相対卸契約価格 (結果) ※3 P.64~66	30	内外卸契約価格差	単年	◎	○	-	◎	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			長期	-	◎	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	-	◎
M 小売価格への反 映 P.67~72	31	小売価格への反映	23年	○	○	-	◎	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎
			24年	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎
			25年	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎

※1 これらの確認観点は、該当する一部の事業者のみを確認対象とする。 ※2 これらの確認項目は、◎評価はなく、○評価又は×評価となる。

※3 仮に1件も契約に至らなかった場合や自社小売又は社外小売のみの契約となった場合にも、そのこと自体が事業者の非公表情報に該当する場合には、販売プロセスが内外無差別であったことを確認した上で、評価結果は「◎」と表記する。

(A.) 交渉スケジュールに係る確認結果

- エリアごとに内外無差別性を確認した結果、（既存の長期契約を除けば）、現時点で内外無差別が担保されていると評価したい。

確認観点	No.	確認項目※2		北海道	東北	東電 HD・ RP	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州 電力	九電 みらい	沖縄	
A 交渉スケジュール	1	内外無差別な交渉スケジュールを事前に明示していたか	単年	◎	◎	○ （既存長契※1 の存在）	◎	○ （既存長契の存在）	-（販売なし）	○ （既存長契の存在）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎※3	◎ （随時）
			長期	◎	◎	-（販売なし）	-（販売なし）	-（販売なし）	-（販売なし）	-（販売なし）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2 ★	内外無差別な交渉スケジュールで交渉が実施されていたか	単年	◎	◎	○ （既存長契の存在）	◎	○ （既存長契の存在）	-（販売なし）	○ （既存長契の存在）	◎（G1、G2の区別は存在）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ （随時）
			長期	◎	◎	-（販売なし）	-（販売なし）	-（販売なし）	-（販売なし）	-（販売なし）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※1 「既存長契」は既存の長期契約を指す。以降のスライドにおいても同様。

※2 以降全ての確認項目において、発電・小売が一体の会社では、社内外の無差別性を確認し、発電・小売が分社化されている会社では、グループ内外の無差別性を確認する。

※3 入札制、相対交渉については◎。ブローカー制については、スケジュールの明示がなかったが、同社は不特定多数の売り手の一社として、随時売り札を出すといった方式で販売しており、○の合理的な理由に当たると考えられる。今後に向けては、使用している全てのブローカーに関する情報や販売スケジュールについて、内外無差別に明示することを期待する。

(B.) 卸標準メニューに係る確認結果 (No.3~7)

- 卸標準メニューについて、既存の長期契約を除けば、社内・グループ内小売向けに供給力を確保する事業者は確認されなかった。

確認観点	No.	確認項目		北海道	東北	東電HD・RP	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州電力	九電みらい	沖縄	
B 卸標準メニュー	3	内外無差別な卸標準メニューを事前に公表済みか	単年	◎	◎	○ (既存長契の存在)	◎	○ (既存長契の存在)	○ (小売会社のためなし)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			長期	◎	◎	- (販売なし)	- (販売なし)	- (販売なし)	○ (小売会社のためなし)	- (販売なし)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	4★	卸標準メニューの外側で自社小売 (グループ内小売) 向けに電源を確保していないか <small>P.34</small>	-	◎	◎	○ (既存長契の存在)	◎	○ (既存長契の存在)	- (販売なし)	○ (既存長契の存在)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	5※1	長期卸の契約期間の設定には合理的な理由があるか <small>P.35,36</small>	長期	○	○	- (販売なし)	- (販売なし)	- (販売なし)	- (販売なし)	- (販売なし)	○	○	○	○	○	○	○	○
	6※1	卸売のポートフォリオ (各卸売商品の期間と割合※販売計画と契約実績) に合理的な理由があるか <small>P.35,36</small>	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7★	内外無差別な卸標準メニューをベースに交渉・契約締結されたか (大きな乖離がないか) <small>P.34</small>	-	◎	◎	○ (既存長契の存在)	◎	○ (既存長契の存在)	- (販売なし)	○ (既存長契の存在)	◎	◎	◎	◎	◎	- (売れ残りが一定発生し評価確定できない) ※2	◎	◎	

※1 No.5・6は、◎評価はなく、○評価又は×評価となる。

※2 九州電力による25年度向けの予定販売量について、24年度中の卸売では一定程度売れ残りが発生したことから、24年度に締結された単年卸・長期卸のみでは、確認項目B.7の評価を確定できない (25年度向けの予定販売量の売れ残りに係る評価については、P.78~80参照)。

(B.4・7) 各社の供給力 (25年度) に占める卸標準メニューの割合

卸部門の供給力^{*1}を100%とした時の供出割合 (kWhベース) ただし、JERA・関西のみkW (最大断面) ベース

		北海道	東北 ^{*3}	東電HD・RP ^{*4}	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA東京 ^{*3}	JERA中部 ^{*3}	北陸	関西	中国	四国	九州電力 ^{*3}	九電みらい	沖縄			
A	No.7 卸標準メニュー	単年	計画	36.6%	84%	10%	6%	(10% ^{*5})	0%	2%	2%	79%	36%	54%	41%	76%	15%	(未設定)	
			実績	37.4%	(非公表)	0%	6%	0%	0%	(非公表)	(非公表)	80%	36%	44%	44%	(非公表)	(非公表)	47% ^{*9}	
		長期	計画	27.9%	11%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	13%	17%	14%	21%	0%	26%	
			実績	0%	(非公表)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	13%	15%	7%	(非公表)	(非公表)	26%	
		期中	計画	14.3%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	30%	0%	
			実績	13.6%	(非公表)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	(非公表)	0%	
		卸標準メニュー外	単年	計画	0%	3.4%	(非公表)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
				実績	0%	(非公表)	(非公表)	0.2%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	(非公表)	- ^{*9}
	長期		計画	0%	0%	(非公表)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
			実績	0%	(非公表)	(非公表)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	(非公表)	0%	
	期中		計画	0%	0%	(非公表)	0%	0%	0%	6% ^{*6}	11% ^{*6}	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	
			実績	0%	(非公表)	(非公表)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	0%	0%	0%	0%	
	No.4		-	-	既存長契	小売需要	既存長契	小売需要	既存長契	既存長契	-	-	-	-	-	-	-		
	B	自社/グループ内小売向け確保分	0%	0%	82%	95%	100%	92%	81%	86%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%		
C	BL市場・常時BU	0%	1%	8%	1%	0%	0.4%	0%	0%	0%	2%	6%	3%	3%	0%	0%			
	その他 (調整力契約量、電源脱落リスク/需給変動対応余力、市場取引、既設電源を用いたPPA等)	5.4% ^{*2}	0%		-2%	0%	5%	8%	1%	16%	8%	6%	26% ^{*7}	0%	55% ^{*8}	0%			
D	23年度以前に契約済みの相対卸	15.8%	0%	0%	0.1%	0%	3%	4%	0%	4%	42%	17%	16%	0.5%	0%	26%			

※1 分母である卸部門の供給力は、A (相対卸 (計画)) + B (自社/グループ内小売向け確保分) + C (BL市場、常時BU、調整力契約量、電源脱落リスク/需給変動対応余力、その他) + D (23年度以前に契約済みの相対卸) で算出

※2 北海道電力は別途燃料調達可能量上限があるため、供給力が限定されるところ、それらは供給力の算出から除外している。

※3 東北電力・JERA・九州電力の販売実績については、現時点での公表が今後の販売交渉に支障を及ぼすと考えられることから非公表とした旨の申し出があったため非公表とした。

※4 東電HD・RPの一部計画・実績値については、契約に係る情報であり、公表しない旨を同社ウェブサイト上で掲載・周知していることから非公表とした旨の申し出があったため非公表とした。

また、単年卸標準メニューの計画値はB自社/グループ内小売向け確保分の内数となる。

※5 中電HDは、既存長契の一部を解除し、単年卸として募集を行うことから、単年卸標準メニューの計画値はB 自社/グループ内小売向け確保分の内数となる。

※6 当計画値には、24年度中に販売予定の期中卸分、及び、25年度中に販売予定の期中卸分を含む。

※7 四国電力は、電源脱落リスク等で確保した余力についてはスポット・時間前・需給調整市場で内外無差別に販売を実施 (24年度も同水準を市場で販売)。

※8 既設電源を用いたPPAの計画値。

※9 沖縄電力の単年卸は、新規契約及び契約量の増減を随時受け付けているため、予定量等の設定はなし (便宜上100%から長期卸分を除いた量を計上 (単年卸標準外メニューの予定供出量を含む))。

(B.5・6) 各社の長期卸の契約期間及び卸売のポートフォリオ 1/2

- 各社の長期卸の契約期間の設定、及び、卸売のポートフォリオの設定には合理的な理由があることを確認した。

事業者	No.5 長期卸の契約期間及び 設定に当たっての考え方	No.6 単年/長期卸の配分及び 設定に当たっての考え方	
北海道	<ul style="list-style-type: none"> 様々な小売事業者の調達機会確保の観点等から3年以内に設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期卸は、3年物について100万kWを3カ年で販売するという前年度の方針に則り、前年度の未約定分を含め、50万kWを25年度向けに設定。2年物について、前年度に設定した40万kWの枠から既約定分を控除し、20万kW程度に設定。 長期卸の未約定分を含めた残余供給力を1年以下の契約期間で販売。 	
東北	<ul style="list-style-type: none"> 23年度中に販売した長期卸では契約期間を5年としたが約定に至らず、複数の事業者からより短い期間とする要望があったため、2年に設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期卸の販売拡大を目指し、25年度向けの入札による販売予定量のうち、長期卸への配分を10%以上に設定。 	
東京電力 グループ	東電HD・RP	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> —（原子力発電所の稼働状況が見通せず、供給力が確保できないリスクがあるため、単年卸のみを提供。）
	東電EP	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> —（調達環境及び小売供給量が見通せないため、長期卸は実施せず。）
中部電力 グループ	中電HD	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> —（既存の長期契約の変更に係る協議が整っていないため、長期卸は実施せず。）
	中電MZ	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> —（供給力不足により、単年・長期卸のいずれも実施せず。）
JERA	<ul style="list-style-type: none"> —（25年度受渡し分の長期卸は既契約分以外になし。） 	<ul style="list-style-type: none"> —（25年度分は、供給力から既存の長期契約及び潮流調整契約等を控除した残余分（新規電源分以外）を単年卸として販売。） 	

(B.5・6) 各社の長期卸の契約期間及び卸売のポートフォリオ 2/2

事業者	No.5 長期卸の契約期間及び 設定に当たっての考え方	No.6 単年/長期卸の配分割合及び 設定に当たっての考え方	
北陸	<ul style="list-style-type: none"> 燃料調達契約と併せて3年に設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 25年度向けには長期卸分として数%程度を販売し、26年度には、約5~10%に拡大予定（燃料調達に当たり長期契約を締結しているLNG電源の構成率と紐付けて設定）。 	
関西	<ul style="list-style-type: none"> 顧客ニーズや収益安定化、リスク管理の観点で3年に設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期卸については、複数年で安定的に稼働が見込まれる電源を原資に、蓋然性の高い供給力減少見込み（電源補修や過去実績に基づく電源脱落リスク分等）及び販売済みの長期卸を控除した数量の約50%を販売。単年卸については、25年度において安定的に稼働が見込まれる電源を原資に、蓋然性の高い供給力減少見込み（同上）及び販売済みの長期卸を控除した数量を販売。 	
中国	<ul style="list-style-type: none"> 基本政策小委の議論及び顧客ニーズを踏まえ、3年に設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 25年度総販売量の76%を単年卸に、24%を長期卸に配分。 2023年8月の基本政策小委で示した「向こう3年間で販売予定量の3~5割を複数年卸とすること」を前提に、25年度向けの長期卸販売予定数量を設定。 	
四国	<ul style="list-style-type: none"> 顧客ニーズを踏まえ、3~5年に設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期卸の比率を24年度分から段階的に引き上げており、25年度取引後には、単年卸40%程度、長期卸60%程度とする想定で設定。 上記は、固定費を安定的に回収するため、長期卸の割合を過半以上に引き上げつつ、買い手の短期卸のニーズに応えるといったバランスを考慮し設定。 	
九州	九州電力	<ul style="list-style-type: none"> 基本政策小委の議論を踏まえ、3年に設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 24~26年度向け受渡し分について、端境期における最小稼働量の約5割に当たる300万kWを長期卸に配分し、長期卸約定分の残りを単年卸に配分する目標に沿って、25年度向けでは長期卸の販売予定分として約150万kWを配分。
	九電みらい	<ul style="list-style-type: none"> 顧客ニーズを踏まえ、2年に設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期商品はオフサイトPPA（既設電源）を基本とし、供出量の55%を販売する目標を設定。なお、単年卸の相対交渉の過程で、ニーズがあれば2年物または3年物を販売し、3年超の場合は上記のオフサイトPPAを案内する。
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> 基本政策小委の議論を踏まえ、3年に設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 25年度の予定供出量を24年度実績と同値とした場合、約52%を長期卸に配分し、残り約48%を単年卸に配分。 	

(B.) 卸標準メニューに係る確認結果 (No.8)

- 2024年度中に契約交渉・締結された販売された卸標準メニュー及び卸標準メニュー外の商品については、各社とも、社内・グループ内小売にのみ有利な容量確保契約金の控除の考え方となっていないことを確認した。

確認観点	No.	確認項目		北海道	東北	東電 HD・ RP	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州 電力	九電 みらい	沖縄	
B	8※	容量市場収入の控除の考え方が内外無差別であるか	単年	○	○	- (応札なし)	○	○	- (販売なし)	○	○	○	○	○	○	○	○	- (制度対象外)
			長期	○	○	- (販売なし)	- (販売なし)	- (販売なし)	- (販売なし)	- (販売なし)	○	○	○	○	○	○	○	○

P.38~43

※ No.8は、◎評価はなく、○評価又は×評価となる。

(B.8) 容量確保契約金の控除方法 単年・卸標準メニュー 1/2

- 2024年度中に契約交渉・締結された卸標準メニュー及び卸標準メニュー外の取引においては、各社とも、社内・グループ内小売にのみ有利な容量確保契約金の控除の考え方となっていないことを確認した。
- 単年の卸標準メニューにおける容量確保契約金の控除の考え方について確認したところ、各社の考え方は主に以下の2類型。
 - ① 売手が明示的に控除・転嫁を行う事業者（東北電力、東電EP（BG加入卸）、中電HD、九州電力、九電みらいエナジー）
 - ② 買手が控除・転嫁を織り込むと想定して売手から明示的に精算しない事業者（北海道電力、東電EP（定型卸）、JERA、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力）

事業者	容量確保契約金の控除の考え方	控除額の通知方法
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライスベースの交渉のため、容量確保契約金は別途控除しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 控除しない旨をウェブサイトで通知。
東北	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸価格から、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 控除額を入札希望者へ通知。
東京電力グループ	東電HD・RP <ul style="list-style-type: none"> ・ 落札事業者と個別に協議（落札事業者はいなかった）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別に協議する旨を入札説明書で通知。
	東電EP <ul style="list-style-type: none"> 【定型卸】 ・ プライスベースの入札のため、非公表の最低価格からは控除するが、約定価格からは容量確保契約金は別途控除しない。 【BG加入卸】 ・ 卸価格から容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 【定型卸】 ・ 約定価格からは別途控除しない旨を募集要綱で通知。 【BG加入卸】 ・ 控除する旨を募集要綱で通知（控除額は通知しない）。
中部電力グループ	中電HD <ul style="list-style-type: none"> ・ 卸価格から、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 控除する旨を個別に通知（控除額は非公表）。
	中電MZ <ul style="list-style-type: none"> ・ — 	<ul style="list-style-type: none"> ・ —

(B.8) 容量確保契約金の控除方法 単年・卸標準メニュー 2/2

事業者	容量確保契約金の控除の考え方	控除額の通知方法	
JERA	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライスベースの交渉のため、容量確保契約金は別途控除しない。 ・ 卸価格のオファーの前提となる原価認識においては容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 控除しない旨を商品概要にて通知。実際の卸価格はマーケットの価格水準を踏まえ、買い手との協議を通じて決定。 	
北陸	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライスベースの交渉のため、容量確保契約金は別途控除しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い手に対し、希望価格は容量確保契約金を差し引いた金額で提示するよう、ウェブサイトに記載。 	
関西	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容量市場導入に伴う影響を踏まえて最低価格を設定。入札にて約定した受給料金単価から容量確保契約金相当は控除しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札で約定した価格からは控除しない旨を入札要項に明記（控除額は通知しない）。 	
中国	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライスベースの入札制のため、容量確保契約金は別途控除しない。 ・ 買い手へ提示する卸価格については、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い手に容量確保契約金相当額を控除した希望価格を提示するよう、募集要項に記載。 ・ 買い手から要望があれば控除額を個別に通知。 	
四国	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライスベースの交渉のため、容量確保契約金は別途控除しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別途控除しない旨を個別に通知。 	
九州	九州電力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸価格から、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 控除する旨を個別に通知（控除額は通知しない）。
	九電みらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸価格から、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 控除する旨を募集要綱や契約書に記載。
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・ （制度対象外） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	

(B.8) 容量確保契約金の控除方法 単年・卸標準メニュー以外 1/2

- 単年の卸標準メニュー以外における容量確保契約金の控除は、基本的には卸標準メニューと同じ考え方で行っており、いずれも合理性が認められる。

事業者	容量確保契約金の控除の考え方	控除額の通知方法	
北海道	<ul style="list-style-type: none"> 卸標準メニューと同様、プライスベースの交渉のため、容量確保契約金は別途控除しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 別途控除しない旨を交渉時等に通知。 	
東北	<ul style="list-style-type: none"> 卸標準メニューと同様、卸価格から、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 卸標準メニューと控除額を入札希望者へ通知。 	
東京電力グループ	東電HD・RP	<ul style="list-style-type: none"> 容量確保契約金は別途控除しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 別途控除しない旨を募集要綱にて通知。
	東電EP	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> —
中部電力グループ	中電HD	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> —
	中電MZ	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> —
JERA	<ul style="list-style-type: none"> 卸標準メニューと同様、プライスベースの交渉のため、容量確保契約金は別途控除しない。 卸価格のオファーの前提となる原価認識においては容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 卸標準メニューと同様、控除しない旨を商品概要にて通知。実際の卸価格はマーケットの価格水準を踏まえ、買い手との協議を通じて決定。 	

(B.8) 容量確保契約金の控除方法 単年・卸標準メニュー以外 2/2

- 中国電力は、社外小売との既契約の更改分（4月開始以外）について、売手から価格提示を行い明示的に容量確保契約金の控除を行う点が卸標準メニューと異なるが、販売プロセスの違いによるものであり、一定の合理性があると考えられる。

事業者	容量確保契約金の控除の考え方	控除額の通知方法	
北陸	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
関西	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
中国	<p>【既契約の更改分（4月開始）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卸標準メニューと同様、プライスベースの入札のため、容量確保契約確保金は別途控除しない。 <p>【既契約の更改分（4月開始以外）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 容量確保契約金相当額を控除した卸販売価格を提示。 	<p>【既契約の更改分（4月開始）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卸標準メニューと同様、買い手に容量確保契約金相当額を控除した希望価格を提示するよう、募集要項に記載。 <p>【既契約の更改分（4月開始以外）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 買い手から要望があれば、控除額を個別に通知。 	
四国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸標準メニューと同様、容量確保契約金は別途控除しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸標準メニューと同様、別途控除しない旨を個別に通知。 	
九州	九州電力	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	<ul style="list-style-type: none"> ・ —
	九電みらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸標準メニューと同様、卸価格から、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 控除する旨を契約書に記載。
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	

(B.8) 容量確保契約金の控除方法 長期・卸標準メニュー

- 長期卸標準メニューにおける容量確保契約金について、各社が明示的に控除している。

事業者	容量確保契約金の控除の考え方	控除額の通知方法	
北海道	<ul style="list-style-type: none"> 入札最低価格から、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 控除する旨をウェブサイトで通知（控除額は通知しない）。 	
東北	<ul style="list-style-type: none"> 卸価格から、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 控除額を入札希望者へ通知。 	
東京電力グループ	東電HD・RP	<ul style="list-style-type: none"> — 	
	東電EP	<ul style="list-style-type: none"> — 	
中部電力グループ	中電HD	<ul style="list-style-type: none"> — 	
	中電MZ	<ul style="list-style-type: none"> — 	
JERA	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> — 	
北陸	<ul style="list-style-type: none"> 最低価格から、容量確保契約金相当額を控除（対象年度の平均値で控除額を算出）。 	<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトに、控除している旨を記載。 	
関西	<ul style="list-style-type: none"> 容量確保契約金相当額を控除（年度ごとに控除額を算出）。 	<ul style="list-style-type: none"> 控除額を買い手にメールにて通知。 	
中国	<ul style="list-style-type: none"> 買い手に提示する卸販売価格では、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 控除する旨を募集要項で通知。 買い手から要望があれば、控除額を個別に通知。 	
四国	<ul style="list-style-type: none"> 容量確保契約金相当額を控除（年度ごとに控除額を算出）。 	<ul style="list-style-type: none"> 控除見通し額を応募意思を表明した事業者に対して個別に通知。 	
九州	九州電力	<ul style="list-style-type: none"> 卸価格から、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 控除する旨を個別に通知（控除額は通知しない）。
	九電みらい	<ul style="list-style-type: none"> 卸価格から、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 控除する旨を契約書に記載。
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> （制度対象外） 	<ul style="list-style-type: none"> — 	

(B.8) 容量確保契約金の控除方法 長期・卸標準メニュー以外

- 北海道電力及び四国電力については、容量確保契約金の控除の考え方が卸標準メニューと異なる場合もあるが、販売プロセスの違いによるものであり、一定の合理性があると考えられる。

事業者	容量確保契約金の控除の考え方	控除額の通知方法	
北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライスベースの交渉のため、容量確保契約金は別途控除しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別途控除しない旨を交渉時等に通知。 	
東北	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸標準メニューと同様、卸価格から、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸標準メニューと同様、控除額を入札希望者へ通知。 	
東京電力グループ	東電HD・RP	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	<ul style="list-style-type: none"> ・ —
	東電EP	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	<ul style="list-style-type: none"> ・ —
中部電力グループ	中電HD	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	<ul style="list-style-type: none"> ・ —
	中電MZ	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	<ul style="list-style-type: none"> ・ —
JERA	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
北陸	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
関西	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	
中国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸標準メニューと同様、買い手に提示する卸販売価格では、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸標準メニューと同様、控除する旨を募集要項で通知。 ・ 買い手から要望があれば、控除額を個別に通知。 	
四国	<ul style="list-style-type: none"> 【受給料金を定めている契約】 ・ 卸標準メニューと同様、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> 【受給料金を定めている契約】 ・ 卸標準メニューと同様、控除見通し額を、応募意思を表明した事業者に対して個別に通知。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 【毎年価格協議を行う契約】 ・ プライスベースの交渉のため、容量確保契約金の別途控除はしない。 	<ul style="list-style-type: none"> 【毎年価格協議を行う契約】 ・ 別途控除しない旨を個別に通知。 	
九州	九州電力	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	<ul style="list-style-type: none"> ・ —
	九電みらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸標準メニューと同様、卸価格から、容量確保契約金相当額を控除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 控除する旨を契約書に記載。
沖縄	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	<ul style="list-style-type: none"> ・ — 	

(C.) 情報遮断等に係る確認結果

- 情報遮断について、全社からログの提出を受け、それらを基に情報遮断の取組の実効性を確認した。
- 卸取引の担当部門について、東電HDは、既存の長期契約の存在により、卸取引の担当部門が異なるため、内外無差別に対応しているとは評価できないと考える。

確認観点	No.	確認項目	北海道	東北	東電HD・RP	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州電力	九電みらい	沖縄
C 情報遮断等	9※1	情報遮断の社内規程・社内取引の条件を定めた文書が存在するか	- ○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○※2	○
	10★	情報遮断の取組を実施しているか	- ◎ (権限設定・アクセスログを確認)	◎ (権限設定・アクセスログを確認)	◎ (アクセスログを確認)	◎ (アクセスログを確認)	◎ (権限設定ログを確認)	◎ (権限設定ログを確認)	◎ (EP・MZと物理遮断)	◎ (アクセスログを確認)	◎ (アクセスログを確認)	◎ (アクセスログを確認)	◎ (権限設定履歴を確認)	◎ (アクセスログを確認)	◎ (アクセスログを確認)	◎ (アクセスログを確認)
	11★	社内外で卸取引の担当部門が同一か	- ◎	◎	○ (既存長契の存在) P.45	◎	◎	◎	◎ (窓口は異なるが合理的な理由あり) P.45	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※1 No.9は、◎評価はなく、○評価又は×評価となる。

※2 情報遮断の社内規程の存在は確認した。社内取引の文書については、24年度には「社内小売は自社電源からの卸購入（自社取引）を行わないため、社内取引条件は未設定」との説明があった。今後社内取引が発生する場合には、社内取引条件の設定や、当該条件を定めた文書の作成が求められる。

(C.11) 内外で卸取引の窓口が異なる事業者

- 現時点で、内外で卸取引の窓口が異なる事業者は、東電HD及びJERA。
- 東電HDは、グループ外事業者を対象にした25年度向け卸標準メニューが東電HD・RPをまとめた商品であるため、顧客対応窓口を東電HD企画に一本化した、との説明があった。この点、東電HD（原子力）と東電RP（再エネ）のそれぞれと東電EPとの間に既存の長期契約が存在することによりグループ内外で窓口が異なる、という合理的な理由はあるものの、現時点で内外無差別に対応しているとは評価できないと考える。
- JERAは、顧客窓口は異なるが、情報遮断の観点という合理的な理由があり、かつ、価格設定等は、顧客窓口を含まない別のチームで内外無差別に対応していることを確認した。

事業者	卸取引の担当部署	内外で担当部署が異なる理由
東電HD	グループ内（東電EPとの長期契約） ：原子力安全・統括部 契約管理G グループ外（卸標準メニュー） ：経営企画ユニット 企画室 広域運営領域	グループ外卸（卸標準メニュー）は東電HD・RPをまとめた商品としていることから、窓口を東電HD企画としてお客さま対応を一本化するため。
JERA	グループ内 ：販売統括部 エネルギー営業部 東日本電力営業ユニット、西日本電力営業ユニット グループ外 ：ソリューション営業統括部 カスタマーサービス部 エネルギーソリューションユニット ※ただし、ブローカーを介した取引は、JERAPTにて実施。JERAPTとの窓口対応は、最適化統括部 統合ポートフォリオ戦略部 統合ポートフォリオ戦略ユニット。	近時のカルテル事案などもあり、卸取引の担当窓口部門を統一化することは、情報共有の中継点（情報漏洩の温床）ではないかとの疑いを持たれかねないと懸念。そのため、①東電EPの窓口、②中電ミライズの窓口、③新電力の窓口の3つを、少なくともユニットレベルでは分けるべきというポリシーで対応（26年度以降受渡し長期卸商品でも、これら①～③の窓口相互間で情報遮断措置を講じている）。他方で、内外無差別の観点もあるため、価格設定等を統括するチームを別に設けることで、競争法上の懸念に対処しつつ内外無差別を担保するというのが弊社の組織設計の基本思想となっている。

(D.) オプション価値に係る確認結果

- オプション価値（通告変更量・期限）について、既存の長期契約がある事業者（東電HD・RP及びJERA）以外は、内外で無差別にオプション価値が設定されていることを確認した。

確認観点	No.	確認項目		北海道	東北	東電HD・RP	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州電力	九電みらい	沖縄
D オプション価値	12★	社内外で無差別にオプション価値（通告変更量・期限）が設定されているか	単年	◎(社内外で同一)	◎(社内外共に設定なし)	○(既存長契の存在) <small>P.47</small>	◎(グループ内外共に設定なし)	◎(グループ内外共に設定なし)	-(販売なし)	○(既存長契の存在) <small>P.47</small>	◎(社内外で同一)	◎(社内外で同一)	◎(社内外で同一)	◎(社内外で同一)	◎(社内外で同一)	◎(社内外共に設定なし)	◎(社内外で同一)
			長期	◎(社内外共に設定なし)	◎(社内外共に設定なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	◎(社内外共に設定なし)	◎(社内外共に設定なし)	◎(社内外で同一)	◎(社内外で同一)	◎(社内外共に設定なし)	◎(社内外共に設定なし)	◎(社内外共に設定なし)
	13★	オプション価値について、社内で契約書等の規程に基づき、厳格な運用が行われているか	単年	◎(公表の卸標準メニュー・通告変更契約に規定。通告期限以降の変動はスポット価格相当で精算)	-(社内外共に設定なし)	◎(揚水の特性上、需給計画を受領して発電所を稼働)	-(グループ内外共に設定なし)	-(グループ内外共に設定なし)	-(販売なし)	◎(契約書に規定)	◎(決裁書・卸標準メニューに規定。通告期限以降の変動は時間前市場価格で精算)	-(社内外共に設定なし)	◎(取引文書に規定。通告期限以降の変動はスポット価格で精算)	◎(取引文書に規定。通告期限以降の変動はスポット/時間前市場価格で精算)	-(結果的に、社内契約分は、オプション無)	-(社内外共に設定なし)	◎(取引文書に規定。通告期限以降の変動はインバランス精算)
			長期	-(社内外共に設定なし)	-(社内外共に設定なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	◎(同上)	◎(同上)	-(社内外共に設定なし)	-(社内外共に設定なし)	-(社内外共に設定なし)		

(D.12) 各社のオプション価値（通告変更量・期限）とその評価 1/2

- 東電HD・RP及びJERAについて、既存の長期契約で提供しているオプション価値は、グループ内にのみ提供されている。

事業者	変動数量契約における条件設定（25年度受渡し分）※1		
	区分	最終通告期限	通告変更量のアローアンス
北海道	社内	【単年】2日前15時 【長期】なし（確定数量契約のみ）	【単年】月間利用率（70～100%）の範囲内 【長期】-
	社外	同上	同上
東北	社内	【単年・長期】なし（確定数量契約のみ）	-
	社外	同上	-
東電HD・RP	グループ内	【混合揚水PPA】前日23時、当日7時、当日15時※2	契約kWの範囲内
	グループ外	【卸標準メニュー】なし（出なりで受電）※2	-
東電EP	グループ内	【単年】なし（確定数量契約のみ） 【長期】販売なし	-
	グループ外	同上	-
中電HD	グループ内	【既存の長期契約】なし（電源特性上、設定なし） 【単年】販売なし、【長期】販売なし	-
	グループ外	【単年】なし（電源特性上、設定なし） 【長期】販売なし	-
中電MZ	グループ内	【単年・長期】販売なし	-
	グループ外	同上	-
JERA	対東電EP	【既存の長期契約】スポット入札前	契約kWの範囲内
	対中電MZ	【既存の長期契約】GC1時間前まで	<ul style="list-style-type: none"> •1年前通告は、2年前通告量に対して±10%以内 •月間通告は、四半期ごと通告量に対して±5%以内 •GC前通告は、当日起動している発電機の空きkWの範囲内
	グループ外	【既存の長期契約】前日18時 【単年】月ごとに定められた期限日 【長期】販売なし	<ul style="list-style-type: none"> 【既存の長期契約】事前に合意している運転パターンへの変更 【単年】契約最大値以下かつ0以上の1MW単位の正の値にて変更 【長期】-

※1 複数の契約のうち、条件の自由度が高いものを例示として抜粋。JERAの対東電EP・対中電MZの契約については、主要な契約における条件を記載。

※2 東電HDの卸標準メニューは、東電HD・RPと東電EP間の既存長期契約（原子力（出なり）・一般水力（出なり）・混合揚水（通告変更権あり）・太陽光（出なり））の内、システム運用制約の都合上等の理由から、混合揚水PPAを除いて卸標準メニューを作成しているため、卸標準メニューは出なり（通告変更権なし）となっている。

(D.12) 各社のオプション価値（通告変更量・期限）とその評価 2/2

事業者		変動数量契約における条件設定（25年度受渡し分）※		
		区分	最終通告期限	通告変更量のアローアンス
北陸	社内	【単年】 2日前15時 【長期】 なし（確定数量契約のみ）	【単年】 契約kWに対して±5%以内 【長期】 -	
	社外	同上	同上	
関西	社内	【単年・長期】 なし（確定数量契約のみ）	-	
	社外	同上	-	
中国	社内	【単年・長期】 2日前14時	【単年・長期】 契約kWの範囲内	
	社外	同上	同上	
四国	社内	【単年】 2日前15時 【長期】 2日前15時	【単年】 契約kWに対して▲30%、▲50%又は▲70% 【長期】 契約kWに対して▲30%又は▲70%	
	社外	同上	同上	
九州	九州電力	社内	【単年】 2日前9時から16時まで 【長期】 なし（確定数量契約のみ）	【単年】 契約kWに対して～▲10%の範囲内 【長期】 -
		社外	同上	同上
	九電 みらい	社内	【単年・長期】 なし（確定数量契約のみ）	-
		社外	同上	-
沖縄	社内	【単年】 当日8時半 【長期】 なし（確定数量契約のみ）	【単年】 契約kWの範囲内 【長期】 -	
	社外	同上	同上	

※ 複数の契約のうち、条件の自由度が高いものを例示として抜粋。

(E.F.) 転売禁止・エリア内限定の供給等に係る確認結果

- 需給調整の結果生じる余剰電力の売電を認めている転売禁止単体では、社外小売のみに不利に働くものではないため、実質的な内外無差別の観点からも問題ないと評価される。
- 一方で、東北電力の、エリア需要による上限の設定は、入札制においてエリアで圧倒的なシェアを持つ自社小売が社外小売よりも安い価格で落札できる蓋然性が高く、自社小売に実質的に有利な条件であり、内外無差別が担保されているとは評価できないと考える。

確認観点	No.	確認項目		北海道	東北	東電 HD・ RP	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州 電力	九電 みらい	沖縄	
E 転売禁止	14 ★	卸契約において転売禁止を求めている場合、内外無差別に求めているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか	単年	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	-(販売なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(1/3はあり) ※余剰分の市場への転売は許容 P.50	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	
			長期	◎(なし)	◎(なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)
F エリア内 限定の供給等	15 ★	卸契約に、エリア需要での上限設定やエリア内限定販売など、エリア内での供給を前提とした条件がある場合、内外無差別に設定されているか。また、実質的に自社小売に有利な条件となっていないか	単年	◎(なし)	◎(東北エリア商品あり)※需要計画で上限設定 東京エリア商品は上限なし P.51	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	-(販売なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(1/3はあり) ※需要計画から保有電源等を控除し 上限設定 P.51	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(あり) ※独立系統のため
			長期	◎(なし)	◎(なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)	◎(なし)

(E.14) 各社の転売禁止の概要とその評価

- 関西電力は、需給調整の結果生じる余剰電力の売却は禁止しておらず、社内外で取扱いが異なるものではないため、転売禁止自体が、内外無差別の観点から問題があるとは評価されないと考える。

事業者	転売禁止の概要	設定理由	評価（実質的に自社に有利ではないか）
関西	<p>単年卸の販売量のうち2/3については転売禁止を解除し、残りの1/3については社内外ともに転売目的の申し込みを制限している。</p> <p>ただし、需給調整の結果生じた余剰電力の売却は対象外である旨を入札要綱に明記している。また、違反した場合のペナルティはない。</p>	<p>供給力に限りがある中で、これまで発電事業者として小売事業に電気を販売してきたところ、小売需要用途での販売の実効性を高めることを目的としている。</p>	<p>需給調整の結果生じる余剰電力の売却は認めているため、トレーダーを除く社外の小売事業者にとっては、転売禁止のみでは、自社小売と比して不利な条件とはならない。したがって、内外無差別の観点からは問題ない。</p>

(F.15) 各社のエリア内での供給を前提とした条件の概要とその評価

- 東北電力の単年卸（東北エリア商品）に係る入札、及び、関西電力の単年卸（1/3の販売量）に係る入札において設定している需要上限については、計画値を基準としているため、新規参入者の事業機会の制限には必ずしもならない。ただし、東北電力の当該入札については、エリアで圧倒的なシェアを持つ自社小売が落札しない限り入札販売量の全量が売り切れない構造であり、結果的に社外小売に比して自社小売は安い価格で落札できる蓋然性が高い。これは実質的に自社小売に有利な条件と評価されると考える。
- 一方、関西電力の当該入札における需要上限については、第6回制度設計・監視専門会合（2025年2月開催）で示したエリア内供給制限にかかるセーフハーバーの考え方を踏まえると、購入量上限条件が付与された入札について、実質的に自社小売に有利な条件にはなっていないと考えられる。なお、今後、同社の判断として、第63回電力・ガス基本政策小委員会（2023年6月開催）における「長期卸の販売と条件解除の進め方（段階的拡大）」の整理に基づき、単年卸の購入量上限の全面解除を進めることについて否定するものではない。

事業者	エリア内での供給を前提とした条件の概要	評価（実質的に自社に有利ではないか）	設定理由（実質的に自社に有利となる合理的な理由か）
東北	単年卸（東北エリア商品）においては、社内外ともに入札参加者の2024年度東北エリア需要計画値を購入量上限とした。 ただし、東京エリアでも入札を実施し、当該エリアでは需要上限を設けていない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 上限は計画値を基準としているため、新規参入者の事業機会の制限には必ずしもならない一方で、エリアで圧倒的なシェアを持つ自社小売が落札しない限り入札販売量の全量が売り切れない構造となり、結果的に社外小売に比して自社小売は安い価格で落札できる蓋然性が高い。 ● したがって、実質的に自社小売に有利な条件と評価されると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同社が販売可能量の全量を入札等の手段で内外無差別的に販売する一方、他エリアでは内外無差別な卸売が開始していない状況においては、同社が販売する供給力が一方的に他エリアに流出し、東北エリアにおいて供給計画上の供給力不足となる可能性があるため購入数量にエリア需要計画値による上限を設定した。 ● なお、同社によれば、第6回制度設計・監視専門会合（2025年2月開催）にて、エリア内限定供給の取扱いについて新たに具体的な評価の考え方が整理されたことを受けて、次年度以降の当該上限の設定については検討中である。
関西	単年卸の販売量の1/3については、2025年度関西エリア需要計画値から、関西エリアで活用予定の自社保有電源、及び他社との相対調達電源量（同社との長期卸契約含む）、BL市場の関西エリア約定量を控除した量を購入量上限とした。 残りの2/3については上限を解除した。	<ul style="list-style-type: none"> ● 上限は計画値を基準としているため、新規参入者の事業機会の制限には必ずしもならない。 ● また、購入量上限条件が付与された今回の入札の募集電力量について、第6回制度設計・監視専門会合（2025年2月開催）で示したエリア内供給制限にかかるセーフハーバーの考え方を踏まえ、確認を行った。 ● 結果、今回の募集量は、新電力シェアから導出される新電力の販売量を大きく下回っていたことから、エリアで圧倒的なシェアを持つ自社小売が落札しない限り入札販売量の全量が売り切れないといった、実質的に自社小売に有利な条件にはなっていないと考えられる。 	-

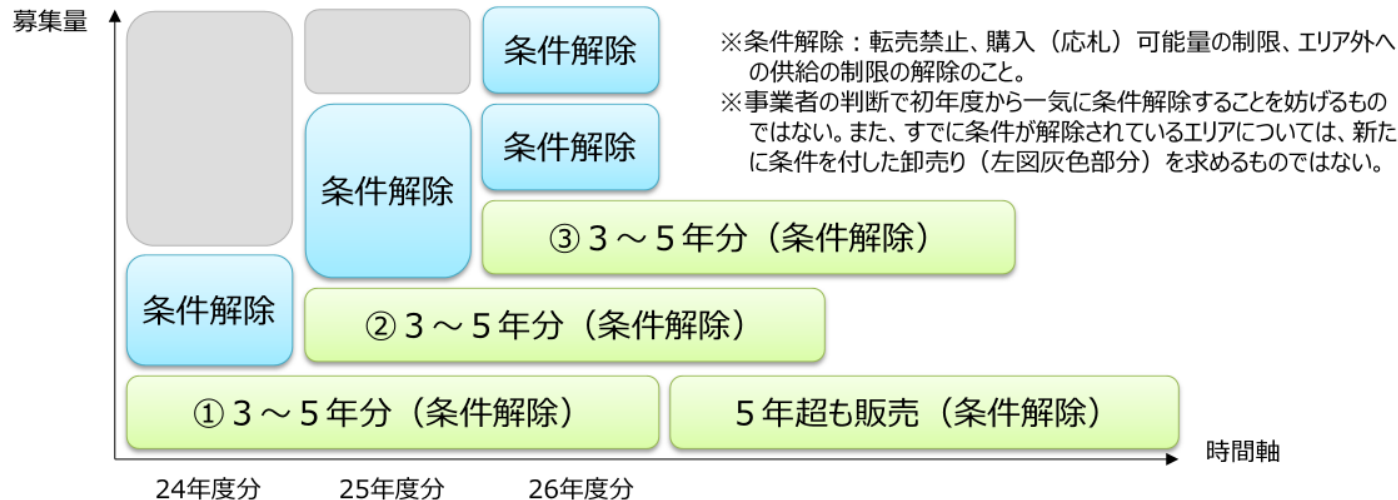
参考) 長期卸の販売と条件解除の進め方

第63回電力・ガス基本政策小委員会
(2023年6月開催) 資料8より抜粋

(参考) 長期卸の販売と条件解除の進め方 (段階的拡大)

- 今後、長期卸の販売・調達機会を拡大するに当たり、①当初から1回で超長期・全量を販売すると、一部の特定事業者への長期ロックインが生ずる可能性があること、②買い手にとっても、複数回の取引機会がある方が、より戦略的・柔軟な調達行動が取れること、③監視委によるフォローアップ含め取引方法・内容の改良機会があることが望ましいこと、④ある程度の激変緩和が必要であること、等を考慮し、まず3～5年程度の長期卸を、1/3ずつ売出・取引機会を3回程度に分けて行うことで全量に達することが、妥当ではないか。
- この際、先述の諸条件の解除についても、この各回の卸売ごとに解除していくこととしてはどうか(長期卸の残余分も、少なくとも取引機会を2回以上に分け、少なくとも初年度は1/3以上は条件解除)。
- 上記の考え方から、下図を軸となるイメージとしつつ、各社ごとの前提条件やニーズの違いに応じて、販売タイミング、供給開始タイミング、量や期間の設定、販売方法等については、内外無差別を前提とした合理的な範囲かつ競争阻害的にならない形で、ある程度のバリエーション、柔軟性があることは妥当ではないか。

進め方のイメージ



参考) エリア内限定供給に係る事後フォローアップの方向性

- 第6回制度設計・監視専門会合（2025年2月開催）においては、エリア内限定供給に係るセーフハーバーの考え方について、以下のとおり示した。
- 今回の関西電力の単年卸（1/3の販売量）に係る入札においては、エリア内限定供給ではなく、エリア需要計画による購入量上限設定の条件が付されていたものの、エリア内限定供給に係るセーフハーバーの考え方を踏まえると、当該入札における上限設定は、実質的に自社小売に有利な条件にはなっていないと考えられる。

エリア内限定供給に係る事後フォローアップの方向性（案）

第6回制度設計・監視専門会合
（2025年2月開催）
資料4より抜粋

1. エリア内限定供給に係る懸念を踏まえ、エリア内供給制限を付した電力量が新電力シェア以下（厳密には、当該エリアにおける前年度（シェアが確定していない場合は前々年度も可）の新電力の販売量以下）の場合、一律価格で販売する場合を除き、エリア内供給制限を付与したこと自体について内外無差別上の観点から問題はないと扱ってはどうか（いわゆる、セーフハーバー）。
2. それ以外の場合においては、発電事業者の工夫次第では、内外無差別上の問題が生じないケースもある。したがって、事後のフォローアップを充実させ、その中で販売方法の適切性について、事業者の説明や証憑類の提出を求め、確認することとしてはどうか。

参考) エリア内限定供給に係る事後フォローアップの方向性

第6回制度設計・監視専門会合
(2025年2月開催)
資料4より抜粋

エリア内限定供給に係る事後フォローアップの方向性 (案)

- 事後フォローアップの方向性及び確認プロセス等は以下のとおり。

凡例 ○：内外無差別上の問題はない(セーフハーバー)
▲：売り方次第では、内外無差別上の問題はない
※内外無差別な卸売の評価(○、○、×)とは無関係

販売方法		ブローカー制	入札制	相対交渉	一律価格
エリア内供給制限の設定値	(ケース1) 新電力シェア 以下の場合	懸念点 ・無し(他の内外無差別の条件を満たす限りにおいては、自社小売と新電力の競争条件に差異は生じない)	懸念点 ・無し(他の内外無差別の条件を満たす限りにおいては、自社小売と新電力の競争条件に差異は生じない)	懸念点 ・無し(他の内外無差別の条件を満たす限りにおいては、自社小売と新電力の競争条件に差異は生じない)	懸念点 ・購入希望量を基にプロラタで配分する場合であって、購入希望量に上限を設けない場合、実質的に自社小売に有利となる場合がある。 ^{※3}
	(ケース2) 新電力シェア 以上の場合 ※1	懸念点 ・売れ残り分について、事後的に価格を下げるような販売方法を取る場合、圧倒的な需要量を持つ自社小売は安価に購入可能。	懸念点 ・新電力は、エリアで圧倒的な需要を持つ自社小売に比して、高い価格で入札しなければ落札できない蓋然性が高い。	懸念点 ・エリアで圧倒的な需要を持つ自社小売は、新電力よりも有利な条件で交渉できる蓋然性が高い。	
	対応例 ※2	恣意的な価格設定ではなく、市況の変動に合わせた価格設定を行う。	全落札者が、最も有利な条件の落札者と同条件で購入可能とするといったMFN(Most Favored Nation Treatment)条項を適用。(他方、量等が異なる中、条件設定に課題あり)	量等の条件毎に価格が固定された表(星取表)から、小売が選択することで、売先によらず価格が一律に決定される方法で交渉。	

※▲の場合は、事後のフォローアップにおいて確認を行う中で、販売方法の適切性についても事業者に説明を求める。

事後フォローアップ時の確認項目 ・ 確認プロセス 赤字下線は現行にはない 評価の際の確認の視点	ブローカー制	入札制	相対交渉	一律価格
	<ul style="list-style-type: none"> 確認項目15★：エリア内供給制限 確認観点J：ブローカー制に特有の確認項目 取引ログ等の開示要求 価格設定、買い手の情報に係る説明要求 	<ul style="list-style-type: none"> 確認項目15★：エリア内供給制限 確認観点I：入札制に特有の確認項目 証憑の追加提出 	<ul style="list-style-type: none"> 確認項目15★：エリア内供給制限 確認観点K：相対交渉に特有の確認項目(例：確認項目28) 証憑の追加提出 	<ul style="list-style-type: none"> 確認項目15★：エリア内供給制限 確認観点H：一律価格(体系)での販売に特有の確認項目 購入希望量の上限の設定有無の確認

※1 第84回電力小委において、標準メニューによる卸売りの場合は卸売総量の5割まで、かつ、電源を特定した卸売りの場合は当該電源の卸売量の2割までの範囲で、エリア内限定供給を行うことを認めると整理された。

※2 あくまで例示であり、事業者の創意工夫により、エリア内限定供給に係る懸念が生じないような方法で販売することを妨げるものではない。

※3 例えば、自社小売のエリア需要が募集量を超えており、当該募集量を満たすエリア需要を持つ新電力がない場合、自社小売がエリア需要を大きく超える量で購入希望を出すことで、新電力の購入量が新電力シェア以下に圧縮される。

(G.) 与信評価・取引実績評価に係る確認結果 1/2

- 与信評価に関しては、社内に売掛金リスクがないこと等の理由から社内・グループ内小売を対象外とする事業者について、社外・グループ外小売に不当に厳しい基準ではないか、前払い等の補完手段が認められているか等を確認した。

確認観点	No.	確認項目	北海道	東北	東電 HD・RP	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州 電力	九電 みらい	沖縄	
G 与信評価・取引実績評価	16 ★	与信評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったか	単年	◎(自社対象外だが、第三者保証等選択可)	◎(外部格付をもとに内外同一に評価)	◎(グループ内は対象外だが、親会社保証を選択可) P.57	◎(グループ内は対象外だが、連帯保証選択可) P.58	-(与信評価の段階まで至らなかった)	-(販売なし)	◎(外部格付をもとに内外同一基準)	◎(自社対象外だが、保証金等選択可)	◎(自社対象外だが、前払い等選択可)	◎(外部格付をもとに内外同一基準)	◎(外部機関の倒産確率をもとに内外同一基準)	◎(外部格付をもとに内外同一基準)	◎(外部格付をもとに内外同一基準)	
			長期	◎(自社対象外だが、第三者保証等選択可)	◎(外部格付をもとに内外同一に評価)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(契約なし)	◎(自社対象外だが、前払い等選択可)	◎(外部格付をもとに内外同一基準)	◎(外部格付をもとに内外同一基準)	◎(外部機関の倒産確率をもとに内外同一基準)	◎(外部格付をもとに内外同一基準)	◎(外部格付をもとに内外同一基準)
	17 ※	与信評価の結果、前払い条件や、契約不可とした事例がある場合、判断根拠は何か	単年	-(事例なし)	○(評価により支払保証あり)	○(評価により親会社保証あり) P.57	-(事例なし) P.58	-(与信評価の段階まで至らなかった)	-(販売なし)	○(評価により契約不可事例あり)	○(評価により保証金あり) P.58	-(事例なし)	○(評価により契約不可事例あり)	○(評価により前払いあり)	○(評価により前払い等あり)	○(評価により前払い等あり)	-(事例なし)
			長期	-(事例なし) P.57	○(評価により支払保証あり)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(契約なし)	○(事例なし) P.58	○(評価により契約不可事例あり)	-(事例なし)	-(事例なし)	-(事例なし)
			長期	-(事例なし)	○(評価により支払保証あり)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(契約なし)	○(事例なし)	○(評価により契約不可事例あり)	-(事例なし)	-(事例なし)	-(事例なし)

※ No.17は、◎評価はなく、○評価又は×評価となる。

(G.) 与信評価・取引実績評価に係る確認結果 2/2

- 取引実績評価に関しては、社内・グループ内小売の取引実績を評価する事業者について、社内・グループ内に有利な基準ではないかを確認した。

確認観点	No.	確認項目		北海道	東北	東電 HD・RP	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州 電力	九電 みらい	沖縄
G 与信評価・取引実績評価	18 ★	取引実績評価を行った場合、具体的にどのような方法で行ったのか	単年	-(行っていない)	◎(自社対象外)	-(行っていない)	-(行っていない)	-(評価の段階まで至らなかった)	-(販売なし)	-(行っていない)	◎(2018年以前からの取引実績、期中卸の取引実績、自社対象、優先交渉・協議のグループ分けを決定) P.59	-(行っていない)	-(行っていない)	◎(過去の取引実績、自社対象外、総合評価)	-(行っていない)	-(行っていない)	-(行っていない)
			長期	-(行っていない)	◎(自社対象外)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(行っていない)	-(行っていない)	-(行っていない)	◎(過去の取引実績、自社対象外、総合評価)	-(行っていない)	-(行っていない)
	19 ★	その他の価格以外の評価基準により、社内にも有利な評価を行っていないか	単年	-(その他の基準なし)	-(その他の基準なし)	-(その他の基準なし)	◎(BG加入卸は申込先着順で募集)	-(評価の段階まで至らなかった)	-(販売なし)	-(その他の基準なし)	◎(重油供給、冬の卸供給の実績)	-(その他の基準なし)	-(その他の基準なし)	◎(受給パターン、供給力補完)	-(その他の基準なし)	-(その他の基準なし)	-(その他の基準なし)
			長期	-(その他の基準なし)	-(その他の基準なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(販売なし)	-(その他の基準なし)	-(その他の基準なし)	◎(受給パターン、供給力補完)	-(その他の基準なし)	-(その他の基準なし)	-(その他の基準なし)

(G.16・17) 各社の与信評価（自社小売対象外）の概要とその評価 1/2

- 社内・グループ内小売を与信評価の対象外としている事業者は、北海道電力、東電HD・RP、東電EP、北陸電力、関西電力。その理由として、自己否定になるため、自社の与信は閲覧不可のため、精算行為が発生しないため、といった説明があった。これらは一定の合理性があると考えられ、また、社外向けの与信評価基準が不当に厳しいものでないことを確認した。また、保証金等の与信補完の手段が認められていることを確認した。
- 東電HD・RPについては、与信補完手段の選択肢が第三者保証のみであり、前払いや当事者による保証金などその他の選択肢を増やすことが望ましい。

事業者	与信評価基準の概要	前払い・保証金等の選択肢	契約不可の判断根拠	自社小売が対象外の理由	評価（社内に有利ではないか）
北海道	<ul style="list-style-type: none"> 外部機関の評価をもとに基準を設定。卸標準メニューでは、当該基準以下について原則、一律前払い条件での取引を案内。 上記に関わらず、外部機関の格付けに基づき売掛限度額の上限を定めており、同社の売掛金額が売掛限度額を超過する場合は、超過する取引数量については前払い条件での取引を案内。 	<p>協議により、保証金、親会社保証も選択可能。 （保証金の場合は、前払いより負担金額が大きくなる、親会社保証は格付の良い事業者にしか適用できないことなどから特段の希望が無い場合は、前払いでの取引を最初に案内。）</p>	-（契約不可事例なし）	<p>同じ会社の与信を見るということは、自社を信用できないということになり、自己否定になるため。 また、自社に関する与信は閲覧不可のため。</p>	<p>外部機関の格付けを用いており客観的な基準がある点、また、前払い等が選択可能な点から、明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた。</p>
東電HD・RP	<ul style="list-style-type: none"> 外部機関の評点をもとに基準を設定。 	<p>外部機関の評点の基準を満たす親会社による債務保証を選択可能。</p>	-（契約不可事例なし）	<p>グループ内小売とは、既存長契に基づき契約締結済みであり、今回の卸標準メニューの入札の参加対象外であるため。</p>	<p>外部機関の格付けを用いており客観的な基準がある点、また、親会社保証等が選択可能な点から、明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた。 ただし、与信補完手段については、選択肢を増やすことを検討することが望ましいのではないかと。</p>

(G.16・17) 各社の与信評価（自社小売対象外）の概要とその評価 2/2

事業者	与信評価基準の概要	前払い・保証金等の選択肢	契約不可の判断根拠	自社小売が対象外の理由	評価（社内に有利ではないか）
東電EP	<p>合格の条件は以下の①又は②、及び③を満たすこと。</p> <p>①契約当事者の外部機関の評点 ②外部機関の評点の基準を満たす親会社・株主等の1社以上が契約に基づく契約当事者の債務を連帯して保証可能、あるいは銀行（金融機関も含む）による保証可能 ③同社との契約において債務不履行が継続していないこと</p>	左記②のとおり。	-（契約不可事例なし）	同社が債権者と債務者を兼ねるため。	外部機関の格付けを用いており客観的な基準がある点、また、第三者保証が選択可能な点から、明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた。ただし、与信補完手段についても、23年度は親会社又は株主の保証のみを採用していたが、 24年度は銀行保証（金融機関も含む）も考慮して選択肢を拡大した。
北陸	外部機関の評点をもとに基準を設定。当該基準以下について、保証金の預かり又は第三者保証を申し受け。	保証金又は第三者保証。	-（契約不可事例なし）	自社に関する与信は閲覧不可のため。	外部機関の格付けを用いており客観的な基準がある点、また、保証金が選択可能で契約不可事例はない点から、明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた。
関西	①与信限度額（外部機関の評価をもとに設定）と、②取引期間における最大貸倒損失想定額の大小関係を比較し、②>①の場合、保証金、前受金、第三者保証の対応が必要。	保証金、前受金、第三者保証のいずれかを申し受ける可能性がある旨を入札要綱にて事前に明示し、与信評価の結果、該当者へ通知（買い手により選択可能）。通知後、必要に応じて協議を行い、特別な理由なくいずれの対応も断られた場合は、契約不可とする。	-（契約不可事例なし）	社内取引にかかる精算行為が発生しないため。	外部機関の格付けを用いており客観的な基準がある点、また、前払い等が選択可能で契約不可事例はない点から、明らかに社内に有利な評価基準となっていないことが確認できた。

(G.18) 各社の取引実績評価（自社小売対象）の概要とその評価

- 北陸電力は、23年度、①2018年度以前からの継続した同社との卸電力取引実績の存在、②同社への重油燃料の供給能力、③冬期における同社への卸電力供給実績の存在、という3つの評価基準のいずれかに該当する事業者（自社小売は上記①に該当）をグループ1、それ以外の者をグループ2に分類し、グループ1から優先交渉・協議を行っていた。
- しかし、24年度から、上記①から③に加えて、④前年度期中における同社との卸電力取引実績の存在、という評価基準を追加し、新たにグループ1となった事業者は4者存在した。また、上記評価基準に基づきグループ2に該当する者であっても、グループ1に属する事業者よりも高い希望価格で申し込みを行った3者は、経済性の観点からグループ1と同時期に協議を開始している。結果として、自社小売の契約価格は社外小売の契約価格より高くなっており、約定量の観点からも、市況の下落等の影響により交渉途中で辞退する事業者が多く、グループ分けによる交渉の優先順位に関わらず結果的に全事業者が希望量を全量契約できている。このため、上記評価基準は、明らかに社内に有利な評価基準となっていない（◎）と評価したい。
- なお、昨年度と比較して上記④の評価基準が追加されたものの、今後、取引実績評価によりグループ1に属する事業者（優先交渉・協議が行われる者）が固定化されるようであれば、内外無差別が担保されている（◎）とは評価できないと考える。

事業者	取引実績評価の概要	自社小売を対象とする理由	新規社外小売の評価の機会	評価（社内に有利ではないか）
北陸	<p>相対交渉相手を以下の①②③④のいずれか（※②は取引実績ではないため参考）に該当する場合はグループ1、それ以外はグループ2の2グループに分け、先にグループ1と協議・契約し、残りの量についてグループ2と協議・契約。</p> <p>① 2018年度以前からの継続した同社との卸電力取引実績の存在 ② 同社への重油燃料の供給能力 ③ 冬期における同社への卸電力供給実績の存在 ④ 前年度期中における同社との卸電力取引実績の存在</p>	<p>形式的には、自社小売も2018年以前から取引関係があるため（①に該当）。</p> <p>内外無差別を担保するということは、グループ1のなかで内外無差別を担保すること（社外の一部と自社小売を内外無差別に取り扱うもの）であると考えている。</p>	<p>新規の社外小売が①に該当することは不可能。他方で、②、③又は④に該当した新規の社外小売は、24年度に4社。</p>	<p>上記の理由から、明らかに社内に有利な評価基準となっていないと評価したい。</p>

(H.) 一律の価格（体系）での販売に特有の確認結果

- 一律の価格（体系）での販売を行った東電EP、関西電力、中国電力、沖縄電力について、量の観点において、内外無差別が担保されていることを確認した。

確認観点	No.	確認項目	東電EP	関西	中国	沖縄	
H 一律の価格（体系）での販売に特有の確認項目	20★	最低購入単位は合理的か（明らかに自社小売しか買えないような量になっていないか）	単年	◎（最低購入単位は設定していない）			◎（自社小売しか買えない量の設定ではない）
			長期		◎（自社小売しか買えない量の設定ではない）	◎（自社小売しか買えない量の設定ではない）	◎（自社小売しか買えない量の設定ではない）
	21★	希望量が供給可能量を上回った場合の配分方法が合理的か	単年	◎（需給管理を委託することから、先着順に供給可能量に達するまでの事業者と全量契約）			-（年間を通して供給力を確保しているため、希望量が供給可能量を上回ることはない）
			長期		◎（希望数量比による按分）	◎（希望数量比による按分）	◎（希望数量比による按分）

(I.) 入札制に特有の確認結果

- 最低価格と予定供出量について、北海道電力（3年物の長期卸）、東北電力、関西電力は内外ともに公表していた。
- 最低価格と予定供出量の両方あるいはどちらかを非公表としていた、北海道電力（単年卸、2年物の長期卸）、東電EP、中国電力、九州電力、九電みらいエナジーについては、卸部門と小売部門の間で、それらの情報に関する情報遮断がなされていたことを確認した。

確認観点	No.	確認項目		北海道	東北	東電HD・RP	東電EP	関西	中国	九州電力	九電みらい
I 入札制に特有の確認項目	22★	自社小売（グループ内小売）が入札に参加しているか	単年	◎(自社小売は入札参加)	◎(自社小売は入札に参加)	○(既存の長期契約により、グループ内小売は不参加)	◎(グループ内小売は参加対象)	◎(自社小売は入札参加)	◎(自社小売は入札参加)		◎(グループ内小売は入札参加)
			長期	◎(自社小売は入札参加)	◎(自社小売は入札参加)					◎(自社小売は入札参加)	
	23★	最低価格は社内外ともに公表、又は非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかったか	単年	◎(非公表)※	◎(全ての入札参加者に対して通知)	-(グループ内小売は不参加)	◎(非公表)※	◎(全ての入札参加者に対して通知)	◎(非公表)※		◎(非公表)※
			長期	◎(3年物は入札案内にて公表。2年物は非公表)※	◎(全ての入札参加者に対して通知)					◎(非公表)※	
	24	予定供出量は社内外ともに公表、又は非公表だったか。非公表の場合、自社小売のみが知る方法はなかったか	単年	◎(非公表)※	◎(全ての入札参加者に対して通知)	-(グループ内小売は不参加)	◎(非公表)※	◎(入札要綱に明記)	◎(ウェブサイトに公表)		◎(ウェブサイトに公表)
			長期	◎(3年物は入札案内にて公表。2年物は非公表)※	◎(全ての入札参加者に対して通知)					◎(入札案内にて公表)	

※ 確認項目No.10のとおり情報遮断している。

(J.) ブローカー制に特有の確認結果

- ブローカー制で取引を実施した事業者（JERA、九電みらいエナジー）について、各ブローカーから取引ログを受領し、No.25～27の観点から確認を行い、グループ内小売が優先的に数量を確保することはなかったと判断した。

確認観点	No.	確認項目		JERA	九電みらい
J ブローカー制に特有の確認項目	25★	自社小売のみ売りが出されるタイミングを把握することで、先着優先を利用して自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか	単年	◎（グループ内小売とは情報遮断）	◎（売りタイミングはブローカーに一任。社内・グループ内小売とは情報遮断。結果的に社内・グループ内小売の契約なし）
			長期		
	26★	売りについて明らかに自社小売しや買えないような大きなボリュームとすることで、自社小売が優先的に数量を確保することがなかったか	単年	◎（最低数量は1MWで設定）	◎（売り入札量はブローカーに一任。最大約定量は5MWであった）
			長期		
	27	ブローカーを介した交渉では、原則として個別条件の交渉はなく、価格及び支払い条件のみの協議とされるが、実際は個別条件の交渉が行われた結果、社外小売が不利にならなかったか（例えば、社内小売と判明した後に、条件を良くする、買い価格より安くする等の交渉は行われなかったか）	単年	◎（個別条件の交渉はない。JERAPTで受け付けた注文についても、ブローカー経由の取引と同様に、個別条件の交渉はない）	◎（個別条件の交渉はない）
			長期		

(K.) 相対交渉に特有の確認結果

- 中部電力HDは、中部電力ミライズとの既存の長期契約の一定量を解約する前提で卸売先を募集し、協議希望者に対し、最低価格等の販売条件を一斉に通知したが、1社も申込がなく契約に至らなかった。
- 北陸電力は、長期卸について、最低価格（コストベース）を上回るオファーがなかったため、価格目線を伝えた上で交渉を見送った。単年卸については、事前に設定した契約交渉における価格テーブル（プライスベース）に基づいて、内外ともに交渉を実施し契約を締結した。自社小売とは価格テーブルに基づく価格と同価格で契約し、社外小売とは価格テーブル付近の価格で契約した。
- 四国電力は、長期卸・単年卸ともに、内外で同一の基準価格（単年はプライスベース・長期はコストベース）と買い手の希望価格の間の「マージン幅」をベースに、「受給パターン」の親和性も考慮して契約先を決定した。マージン不足の事業者についても「供給力補完」や「取引実績」を考慮して価格交渉を行い、価格目線が合った事業者と契約。自社小売については基準価格を上回る申込のみが成約した。
- 九州電力は、買い手が申し込んだ受給パターンを踏まえ、同社から社内外一律の方法で算定する価格を提示し、予め設定した最低価格水準を上回る価格の範囲内で協議のうえ、価格目線が合った事業者と契約した。自社小売については社内取引価格 \geq 社外取引価格を満足する価格で成約した。
- 九電みらいエナジーは、内外で同一の基準価格（プライスベース）設定の考え方をういており、予め設定した最低価格水準を上回る価格の範囲内で協議のうえ、価格目線が合った事業者と契約した。グループ内小売については、グループ外小売と合意済みの価格水準を下回らない価格で成約した。

確認観点	No.	確認項目		中電HD	北陸	四国	九州電力	九電みらい
K 相対交渉 に特有の 確認項目	28 ★	プロセスとして、内外無差別に価格と条件を比較・評価したか。あるいは、結果として、同一条件同一価格の契約になっているか	単年	○（既存長契の存在）	◎（内外共に、設定した条件ごとの価格テーブルに基づき個別協議）	◎（内外共に同一の方法で算定した想定価格を基にその他要素も考慮して交渉）	◎（内外共に、同一の方法で算定する価格を提示し、設定した最低価格を上回る範囲で協議の上、販売価格を決定）	◎（内外共に、プライスベースで設定する価格を提示し、設定した最低価格水準を上回る範囲で協議の上、販売価格を決定）
			長期		-（契約なし）	◎（内外共に一律の基準価格を基にその他要素も考慮して交渉）		◎（同上）
	29 ※	どのような状況において受給条件の協議を行い、どのような状況において協議をせず契約可否を通知したか	単年	○（協議希望のあった全事業者に最低価格を通知したが、申込なし）	○（全ての事業者と協議を実施）	○（マージン不足の大きい案件について協議をせず不成約）	○（全ての事業者と協議を実施）	○（全ての事業者と協議を実施）
			長期		○（全ての事業者と協議を実施）	○（マージン不足の大きい案件について協議をせず不成約）		○（全ての事業者と協議を実施）

※ No.29は、◎評価はなく、○評価又は×評価となる。

(L.) 24年度相対卸契約価格（結果）に係る確認結果

- 供給条件の差異等を補正した上で比較することが望ましいが、各社の販売条件や価格設定が多様な状況下で、全社を同条件で評価することは困難。そのため、卸売スキームに応じて、下記のとおり評価を行う。
- 相対交渉を実施した事業者（北陸電力、四国電力、九州電力、九電みらいエナジー）については、価格と負荷率の相関を確認し、自社小売への卸価格が相関から大きく逸脱していないかどうかを確認した上で、買い手各社との交渉・契約基準等も踏まえ、総合的に評価を行う。
- ブローカー取引を実施した事業者（JERA、九電みらいエナジー）については、卸売スキームが内外無差別であることが確認できた場合には、結果的に社内（グループ内）取引価格<社外（グループ外）取引価格であっても、合理的な理由があると評価を行う。
- 入札を実施した事業者のうち、北海道電力、東北電力（長期卸）、関西電力、中国電力、九州電力、九電みらいエナジーについては、卸売スキームが内外無差別であることが確認できた場合には、結果的に社内（グループ内）取引価格<社外（グループ外）取引価格であっても、合理的な理由があると評価を行う。
- なお、結果として社内（グループ内）取引価格>社外（グループ外）取引価格であっても、その他の特に重要な確認項目において内外無差別に相対卸交渉を実施していたと評価できない場合は、内外無差別の観点で問題があると評価を行う（東北電力の単年卸）。

確認観点	No.	確認項目	北海道	東北	東電HD・RP	東電EP	中電HD	中電MZ	JERA	北陸	関西	中国	四国	九州電力	九電みらい	沖縄		
L 相対卸 契約価格（結果）※	30	結果として、自社小売の契約価格が社外小売の契約価格に比して不当に安くなっていないか。（仮に自社小売の契約価格が社外小売の契約価格より安い場合、そのような結果となった合理的な理由があるか）	単年	◎（入札結果による）	○（入札結果による）	-（グループ外との契約なし）	◎（BG加入卸：一律の価格体系、入札：グループ内の応札なし）	-（グループ外との契約なし）	-（販売なし）	◎		◎（負荷率補正し、内>外）	◎（入札結果による）	◎（入札結果による）	◎（負荷率補正し、内>外）	◎（負荷率補正し、内>外）	◎（証書分等を補正し、内>外）	◎（一律の価格体系）
			長期	-（内外ともに契約なし）	◎（入札結果による）	-（販売なし）	-（販売なし）	-（販売なし）	-（販売なし）	-（販売なし）	-（販売なし）	-（自社小売との契約なし）	◎（一律の価格体系）	◎（一律の価格体系）	◎（負荷率補正し、内>外）	◎	-（グループ内と契約なし）	◎（一律の価格体系）

P.65,66

※ 仮に1件も契約に至らなかった場合や自社小売又は社外小売のみの契約となった場合にも、そのこと自体が事業者の非公表情報に該当する場合には、販売プロセスが内外無差別であったことを確認した上で、評価結果は「◎」と表記することとする。

(L.30) 24年度相対卸契約価格の結果に係る確認結果 1/2

- 東北電力については、需要計画に基づき購入量上限を設定していることで、自社小売が最安値で落札できる蓋然性が高い卸売スキームとなっている。（なお、結果として、社内取引価格>社外取引価格にはなっているが、前述のとおり、当該スキームについて内外無差別が担保されているとは評価できないと考える。）

事業者	25年度社内外取引価格の関係	各社による説明内容（逆転の理由など）	評価（合理的な理由と認められるか）
北海道	【単年】内>外（入札の結果） 【長期】内外ともに契約なし	【単年】市場取引における結果であり、仮に結果が異なる場合でも説明不可。 【長期】-	-
東北	【単年】内>外（入札の結果） 【長期】内=外（入札の結果）	【単年】【長期】入札において内外無差別な交渉機会を確保することを念頭に販売のプロセスを構築しており、結果としての社内外の大小関係はコントロールできない。	-（なお【単年】には、エリア需要計画に基づく購入量制限の設定がある。確認項目F.15のとおり。）
東電HD・RP	【単年】グループ外との契約なし 【長期】販売なし	【単年】- 【長期】-	-
東電EP	【単年（BG加入卸）】一律の価格 【単年（入札制）】グループ内契約なし 【長期】販売なし	【単年（BG加入卸）】- 【単年（入札制）】- 【長期】-	-
中電HD	【単年】グループ外との契約なし 【長期】販売なし	【単年】- 【長期】-	-
中電MZ	【単年】【長期】販売なし	-	-
JERA	【単年】ブローカー取引及び同一条件での相対取引の結果 【長期】販売なし	【単年】ブローカー及び同一条件での相対取引によって決定した。 【長期】-	-
北陸	【単年】内>外 【長期】社内との契約なし	【単年】燃調除きで負荷率を考慮した上で価格を確認した結果、自社小売が社外小売より高い。 【長期】-	-

(L.30) 24年度相対卸契約価格の結果に係る確認結果 2/2

- 関西電力の購入量上限付きの単年卸（入札制）では、確認項目F.15のとおり、実質的に自社小売に有利な条件にはなっていない可能性が高いこと、また、応札価格の高い札から順番に約定処理を行っていることから、社内取引価格<社外取引価格という結果には合理的な理由があると考えます。

事業者	25年度社内外取引価格の関係	各社による説明内容（逆転の理由など）	評価（合理的な理由と認められるか）
関西	【単年】内<外（入札の結果） 【長期】内=外（一律の価格体系）	【単年】入札要綱に基づき、商品類型ごとに応札価格の高い札から順番に約定処理を行った結果、内<外となった。 【長期】-	【単年】確認項目F.15のとおり。購入量上限付きの単年卸については、結果として自社小売の取引価格が社外小売より安くなったとはいえ、実質的に自社小売に有利な条件にはなっていない可能性が高いことが確認された。 【長期】-
中国	【単年】内>外（入札の結果） 【長期】内=外（一律の価格体系）	【単年】入札による公募の結果、内>外となった。 【長期】-	-
四国	【単年】内>外 【長期】内>外	【単年】負荷率を考慮した上で価格を確認した結果、内>外となった。 【長期】負荷率を考慮した上で価格を確認した結果、内>外となった。	-
九州電力	【単年】内>外 【長期】入札の結果	【単年】負荷率を考慮した上で価格を確認した結果、内>外となった。 【長期】入札によって決定した。	-
九電みらい	【単年】内>外 【長期】グループ内と契約なし	【単年】証書付き電力契約から証書分を除いて補正した結果、内>外。 【長期】-	-
沖縄	【単年】【長期】内=外 （一律の価格体系）	-	-

(M.) 小売価格への反映に係る確認結果

- 小売価格と調達価格を確認したところ、23年度実績にて小売価格が調達価格を下回っていた北海道電力、東北電力、九州電力、沖縄電力について、24年度実績及び25年度計画を確認し、逆ザヤが解消していることを確認した。さらに、23年度実績時点で逆ザヤとなっていなかった他の事業者についても、24年度実績及び25年度計画の妥当性を確認し、逆ザヤではないことを確認した。
- また、新たに、24年度からは実績として小売部門に容量市場に係る支出が生じたことを踏まえ、上記の確認を通じて、全社について、24年度実績において容量拠出金を適切に小売価格に反映していることを確認した。

確認観点	No.	確認項目	対象年度	北海道	東北	東電EP	中電MZ	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
M	小売価格への反映	31 標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格（規制部門含む※）に反映されているか	23年度実績	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎(燃調上限の影響除き)	◎(燃調上限の影響除き)
			24年度実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			25年度計画	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

P.69,70

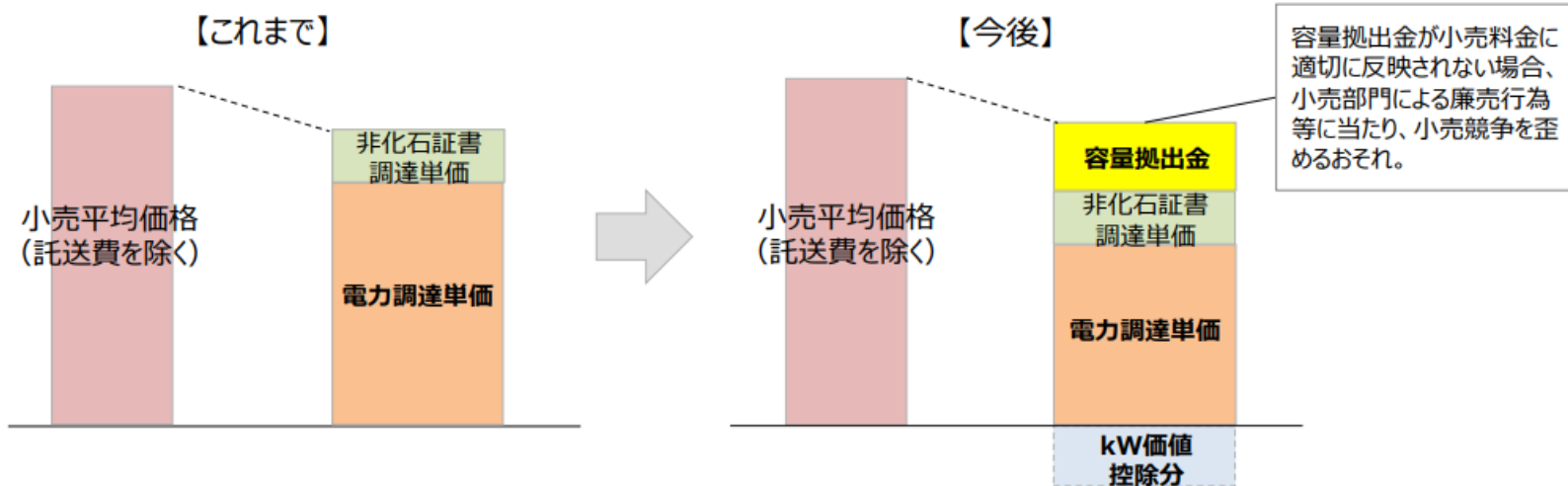
※ 燃調上限を超過する部分については考慮して算出。

(参考) 容量拠出金の価格への反映

第89回制度設計専門会合
(2023年9月開催)
資料5-2より抜粋

②小売部門におけるコストの適切な認識 (容量拠出金の価格への反映)

- 旧一電各社はコミットメントにおいて、「社内（グループ内）取引価格や非化石証書の購入分をコストとして適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定し、営業活動等を行うこと」としており、監視等委によるフォローアップにおいては、「小売平均価格（託送費除く） > 電力調達単価 + 非化石証書調達単価」となっているかを確認してきているところ。
- 24年度以降は、小売部門に容量市場に係る支出が生じることを踏まえれば、**当該費用（容量拠出金）も適切に認識した上で小売取引の条件や価格を設定することが必要**であり、フォローアップにおいて、「**小売平均価格（託送費除く） > 電力調達単価 + 非化石証書調達単価 + 容量拠出金**」となっているかを確認する必要があるのではないか。
- なお、現在のコミットメントにおいては、容量拠出金の扱いが必ずしも明確ではないが、旧一電各社に対して、来年度以降の小売取引については、上記の趣旨を踏まえた対応を求めることとしてはどうか。



(M.31) 電源調達価格と小売価格の比較 1/2

事業者	小売価格と調達価格 (電力調達単価+非化石証書 調達単価+容量拋出金 [※])の関係 上段：2023年度実績 中段：2024年度実績 下段：2025年度計画	小売価格が調達価格(電力調達単価+非化石証書調達単価+容量拋出金 [※])より安い場合	
		理由	改善に向けた具体的な検討状況
北海道	<p>小売価格<調達価格 小売価格>調達価格 小売価格>調達価格</p>	<p>【2023年度】小売価格については、高圧・特別高圧分野での契約更改のタイミング等により2023年4月実施の値上げを即座に反映できない影響や、燃料費等調整が当初見込みより下げ基調となっている影響、低圧規制料金の値上げ実施時期の影響等により、同社が目指す水準より低くなった。</p> <p>一方、電力調達単価については、供給力(kWhベース)を確保するため、社内取引の買入札価格検討に当たって当時の先物価格を参照した結果高値となった影響や、固定単価のため燃料費や市場価格の低下傾向が反映されなかったことに加え、直近の非FIT非化石証書市場価格が上限価格で約定したことにより、費用が高止まりした。</p>	<p>・2024年度以降の電力調達について、卸標準メニューの買い方での工夫や他社購入の増加により、費用低減に向けて取り組み、2024年度実績で逆ザヤが解消。</p>
東北	<p>小売価格<調達価格 小売価格>調達価格 小売価格>調達価格</p>	<p>・【2023年度】電力調達量の大宗を占める社内取引に関し、(結果として)市況が高いタイミングで入札が行われたために、小売価格<調達価格となった。</p>	<p>・電源調達コスト抑制に向けた取組により、2024年度実績で逆ザヤが解消。</p>
東電EP	<p>小売価格>調達価格 小売価格>調達価格 小売価格>調達価格</p>	-	-
中電MZ	<p>小売価格>調達価格 小売価格>調達価格 小売価格>調達価格</p>	-	-

※ 2024年度以降においては、容量拋出金も適切にコスト認識した上で小売取引の条件や価格を設定することが必要と整理された(第89回制度設計専門会合(2023年9月開催)資料5-2より)。

(M.31) 電源調達価格と小売価格の比較 2/2

事業者	小売価格と調達価格 (電力調達単価+非化石証書 調達単価+容量拋出金 [※])の関係 上段：2023年度実績 中段：2024年度実績 下段：2025年度計画	小売価格が調達価格(電力調達単価+非化石証書調達単価+容量拋出金 [※])より安い場合	
		理由	改善に向けた具体的な検討状況
北陸	小売価格>調達価格 小売価格>調達価格 小売価格>調達価格	-	-
関西	小売価格>調達価格 小売価格>調達価格 小売価格>調達価格	-	-
中国	小売価格>調達価格 小売価格>調達価格 小売価格>調達価格	-	-
四国	小売価格>調達価格 小売価格>調達価格 小売価格>調達価格	-	-
九州	小売価格<調達価格 小売価格>調達価格 小売価格>調達価格	・【2023年度】小売単価が燃料費調整単価の上限影響(低圧規制)によって抑制される一方、電力調達費用は外部調達費用の高騰継続によって高止まりし、小売価格<調達価格となった。	・電源調達コスト抑制等の取組みにより、2024年度実績で逆ザヤが解消。
沖縄	小売価格<調達価格 小売価格>調達価格 小売価格>調達価格	・【2023年度】2023年度の規制料金(6月)の値上げまで、燃料費調整単価の上限影響(低圧規制・高圧規制)により費用が回収できず、小売価格<調達価格となった。	・2023年6月に規制料金の改定を実施した以降、費用回収ができており、2024年度実績についても逆ザヤが解消。

※ 2024年度以降においては、容量拋出金も適切にコスト認識した上で小売取引の条件や価格を設定することが必要と整理された(第89回制度設計専門会合(2023年9月開催)資料5-2より)。

非化石証書の内部取引分に係る各社のコスト認識

- 各社の非化石証書の内部取引の費用認識について確認し、東京電力グループ、中部電力グループにおいては、グランドファザリングの制度に則り、グランドファザリング基準値の範囲内において、グループ内の既存の長期契約において電気とセットで受渡すことが定められていることから、非化石証書単独での費用認識はしていない（電気と一体の費用として認識している）という説明があった。
- この点について、現時点では既存契約に基づきグループ内小売に対して供給力の全量が卸売されており、グループ外小売への電気と非化石証書のセットでの卸売が存在しないため、非化石証書の内外の調達コストの比較ができないことから、非化石証書の内部調達価格が適切に費用認識されているかは判断できない。

事業者	非化石証書の内部取引の単独でのコスト認識	(単独で) コスト認識していない理由	今後の対応
北海道	有 (市場の約定価格連動)	-	-
東北	有 (社外小売との相対取引価格の年間加重平均価格)	-	-
東電 HD・RP	無	グランドファザリングの制度に則り、その基準年度である2018年度に契約がある小売（東電EP）については電気の価格と区分することなくセットでグループ内に販売しているため。	- (制度に則った対応をしている。また、25年度向け卸標準メニューでは、グループ外に対しても電気とセットでの販売とした。)
東電EP	無	既存の長期契約において、電気と非化石価値をセットで受渡すことが定められているため。	- (非化石証書費用として個別認識はしていないが、小売価格設定時には電気と一体の費用として認識。)
中電HD	無	既存の長期契約において、電気と非化石価値をセットで受渡すことが定められているため。	既存の長期契約（再エネPPA）が終了する2027年度以降は、内部取引価格の設定を検討予定。
中電MZ	無	既存の長期契約において、電気と非化石価値をセットで受渡すことが定められているため。	- (非化石証書費用として個別認識はしていないが、小売価格設定時には電気と一体の費用として認識。)
JERA	- (非化石価値の内部取引なし)	-	-
北陸	有 (市場の約定価格等を参照)	-	-
関西	有 (市場約定実績の加重平均値)	-	-
中国	有 (過去の市場の約定価格 (2024年度受渡し分)、当該年度の四半期ごとの市場の約定価格 (2025年度受渡し分))	-	-
四国	有 (市場の約定価格を参照)	-	-
九州	有 (市場の約定価格を参照)	-	-
沖縄	有 (市場の約定価格を参照)	-	-

25年度向け卸価格（単年/長期）の合理性

- 第89回制度設計専門会合（2023年9月開催）において、「小売価格 \leq 調達価格」となっている場合に、不当な内部補助が疑われることから、売り手が設定した価格（入札の最低価格、一律の販売価格等）が不当に高く設定されていないかを確認すると整理したところ、25年度計画において、小売価格が調達価格を下回っている事業者は存在せず、確認対象はなかった。

第89回制度設計専門会合
（2023年9月開催）
資料5-1より抜粋

売り手が設定した価格の合理性について

- 第64回電力・ガス基本政策小委員会（2023年8月8日開催）において、内外無差別な卸売りが行われていたとしても、卸価格が釣り上げられて高すぎないか、プライススクイーズが起きていないかを監視する必要があるとの御指摘があったところ。
- この点については、確認観点M「小売価格への反映」において、単年卸や期中卸も含めた調達価格と小売価格との大小関係を包括的に確認し、「小売価格 \leq 調達価格」となっている場合に、不当な内部補助が疑われることから、売り手が設定した価格（入札の最低価格、一律の販売価格等）が不当に高く設定されていないかを確認することとしてはどうか。

第64回電力・ガス基本政策小委員会（2023年8月8日開催）議事要旨 委員コメント（一部抜粋）

- 内外無差別に価格を釣り上げていくということが起きうる。監視等委員会かと思うが、電力価格にはよくモニタリングしていただきたい。
- 内外無差別であっても競争環境が適正かどうか、監視等委員会がモニタリングする必要がある。
- 内外無差別であっても高すぎる価格をつけている場合は、問題がないとはいえない。
- また内外無差別であれば、プライススクイーズのような問題も起きないということは間違い。
- 燃料価格が上がっている中では、内外無差別と言いながら価格上昇にならないように見ていくべき。

確認観点	No.	確認項目	○評価基準（例）	○評価基準（例）	×評価基準（例）
M	29	標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格（規制部門含む ^{※1} ）に反映されているか	「小売平均単価（規制部門含む）>（電力調達単価+非化石証書外部調達単価）」となっている。または、供給条件の差異を適切に補正すること等で、「小売平均単価（規制部門含む）>（電力調達単価+非化石証書外部調達単価）」となることが確認された	合理的な理由なく、「小売平均単価（規制部門含む） \leq （電力調達単価+非化石証書外部調達単価）」となっていることは確認されなかった	合理的な理由なく、「小売平均単価（規制部門含む） \leq （電力調達単価+非化石証書外部調達単価）」となっている

※1 燃調上限を超過する部分については考慮して算出

1. 25年度受渡しの相対卸契約に関する状況
(旧一電等の供給力の行き先の推移、社外・グループ外向け取引の内訳)
2. 第9回フォローアップ エリアごとの総合評価 (案)
3. **第9回フォローアップ 確認項目別の評価 (案)**
 - ① 24年度に締結された、25年度受渡しを含む単年・長期卸を中心とした評価 (案)
 - ② **24年度に締結された、24年度及び25年度受渡しの期中卸に係る評価 (案)**
 - ③ 24年度に締結された、オフサイトPPAに係る評価 (案)
 - ④ 九州電力による、25年度予定販売量の売れ残りに係る評価 (案)
 - ⑤ JERAによる、24年度に締結された26年度以降受渡しの長期卸に係る評価 (案)
 - ⑥ 各社の内外無差別な卸売の対象範囲
4. 24年度に実施された旧一電等の卸売に係る、新電力へのアンケート調査結果
5. 第9回フォローアップ 総評

24年度に締結された、24年度及び25年度受渡しの期中卸に係る評価（案）

- 24年度に締結された期中卸について内外無差別性の確認を行った。東北電力については、次回以降のフォローアップに向けては、該当するブローカーの取引ログ等の提出、個別協議を含む場合には協議経緯等についての説明などの対応を期待する。

事業者	期中卸の有無	社内・グループ内が販売対象か	受渡し年度	販売方法	内外無差別性の評価
北海道	有	対象	25年度	入札制	◎（24年度に販売した単年・長期卸と同様の方式で販売。）
東北	有	対象	24年度	市況に応じたブローカー4社の活用（個別協議が含まれる場合もあり）等による取引	○（内外ともに市況同等での価格で取引していることを確認した。ただしブローカー取引ログや個別協議の詳細を確認できず、複数の確認項目について◎評価の確定ができなかった。）
東電HD・RP	無	-	-	-	-
東電EP	有	対象	24年度	一律の価格（体系）（BG加入卸）	-（グループ内小売とは契約していない。）
中電HD	無	-	-	-	-
中電MZ	有	対象	24年度 25年度	相対交渉 （タイムスワップ契約等のみ）	-
JERA	有	対象	24年度	ブローカー及び相対交渉	◎（ブローカー取引について内外無差別であることを確認した。）
北陸	有	対象外	-	-	-
関西	有	対象	24年度	一律の価格（体系）	◎（24年度に販売した長期卸と同様の方式で販売。結果として社外小売の申込はなし。）
中国	有	対象外	-	-	-
四国	有	対象外	-	-	-
九州電力	有	対象	24年度	ブローカー及び相対交渉	-（社内・グループ内小売とは契約していない。）
九電みらい	有	対象	25年度	ブローカー及び相対交渉	-（社内・グループ内小売とは契約していない。）
沖縄	有	対象	24年度 25年度	一律の価格（体系）	-（社内・グループ内小売とは契約していない。）

1. 25年度受渡しの相対卸契約に関する状況
(旧一電等の供給力の行き先の推移、社外・グループ外向け取引の内訳)
2. 第9回フォローアップ エリアごとの総合評価 (案)
3. **第9回フォローアップ 確認項目別の評価 (案)**
 - ① 24年度に締結された、25年度受渡しを含む単年・長期卸を中心とした評価 (案)
 - ② 24年度に締結された、24年度及び25年度受渡しの期中卸に係る評価 (案)
 - ③ **24年度に締結された、オフサイトPPAに係る評価 (案)**
 - ④ 九州電力による、25年度予定販売量の売れ残りに係る評価 (案)
 - ⑤ JERAによる、24年度に締結された26年度以降受渡しの長期卸に係る評価 (案)
 - ⑥ 各社の内外無差別な卸売の対象範囲
4. 24年度に実施された旧一電等の卸売に係る、新電力へのアンケート調査結果
5. 第9回フォローアップ 総評

オフサイトPPAに係る評価（案）

- 24年度中にオフサイトPPAを締結した事業者は5社存在。中部電力HD、JERA及び四国電力の案件については、案件組成に当たって新設した電源を対象としており、契約書等において需要家と紐づけがなされていることを確認したため、内外無差別の対象外と整理したい。
- 東電HD・RP及び九電みらいエナジーの案件は、既設電源を対象としている。それぞれ、既設電源を用いたオフサイトPPAに係る卸売の内外無差別性の評価観点①～④に沿って確認した結果を踏まえ、内外無差別が担保されていると評価したい。

事業者	交渉/契約有無	新設/既設	新設：需要家との紐づけ (1対1、1対複数 等) 契約書等で確認	既設：①交渉機会の無差別性、②条件の合理性 ③小売事業者の選定の合理性 ④発電・小売の情報遮断
北海道	無	-	-	-
東北	無	-	-	-
東電HD・RP※1	有	既設	-	内外無差別が担保されている。 ①需要家からの要望に応じて、オフサイトPPAを締結。②③当該需要家が、当該需要家グループの小売電気事業者を指定。④確認項目No.10のとおり。
中電HD※1	有	新設	需要家との紐づけを契約書により確認済み※2	-
JERA	有	新設	需要家との紐づけをプレスリリースにより確認済み	-
北陸	無	-	-	-
関西	無	-	-	-
中国	無	-	-	-
四国	有	新設	需要家との紐づけを契約書により確認済み	-
九州電力	無	-	-	-
九電みらい	有	既設	-	内外無差別が担保されている。 ①オフサイトPPA販売についてHP上で公表していることを確認。 ②③小売電気事業者の選定については、需要家が指定することを提案書により確認。 ②③社内及びグループ内小売に対して、需要家からの小売電気事業者としての指定がない限り、需要家の情報を開示しないことを確認。 ④アクセスログを確認し、情報遮断の取組の実行性を確認。
沖縄	無	-	-	-

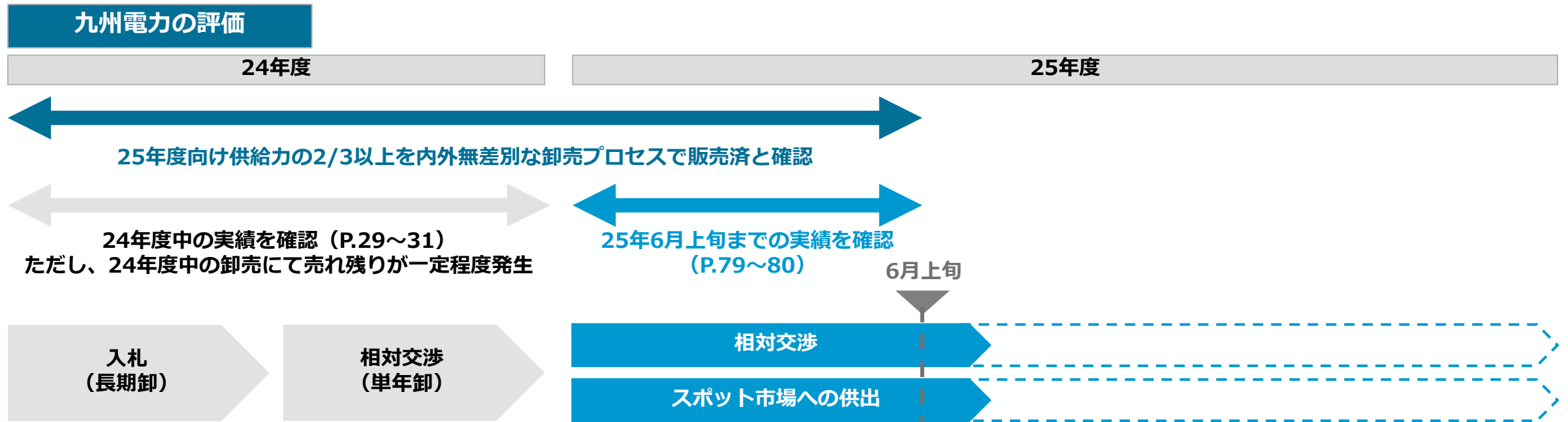
※1 今回のフォローアップからは、内外無差別な卸売の対象となる電源について、第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）及び第4回制度設計・監視専門会合（2024年12月開催）での整理に基づき、原則として、旧一電等自身が保有する電源及び旧一電等の子会社が保有する電源を対象、資料6-2記載の内外無差別な卸売の対象外となる電源の類型ア～カを対象外とし、報告を求めている。

※2 24年度中に、小売電気事業者と契約を締結しているものの、需要家との紐づけがなされていないオフサイトPPAにおける新設電源の案件については、需要家と契約を締結したタイミングでの報告を求め、需要家との紐づけを確認する。

1. 25年度受渡しの相対卸契約に関する状況
(旧一電等の供給力の行き先の推移、社外・グループ外向け取引の内訳)
2. 第9回フォローアップ エリアごとの総合評価 (案)
3. **第9回フォローアップ 確認項目別の評価 (案)**
 - ① 24年度に締結された、25年度受渡しを含む単年・長期卸を中心とした評価 (案)
 - ② 24年度に締結された、24年度及び25年度受渡しの期中卸に係る評価 (案)
 - ③ 24年度に締結された、オフサイトPPAに係る評価 (案)
 - ④ **九州電力による、25年度予定販売量の売れ残りに係る評価 (案)**
 - ⑤ JERAによる、24年度に締結された26年度以降受渡しの長期卸に係る評価 (案)
 - ⑥ 各社の内外無差別な卸売の対象範囲
4. 24年度に実施された旧一電等の卸売に係る、新電力へのアンケート調査結果
5. 第9回フォローアップ 総評

九州電力による25年度予定販売量の売れ残りに係る評価（案）

- 九州エリアの第9回フォローアップにおける評価に当たっては、九州電力による25年度向けの予定販売量について、24年度中の卸売では一定程度売れ残りが発生したことから、24年度に締結された単年卸・長期卸のみでは、特に確認項目B.7（卸標準メニューの交渉）の評価※を確定できない。
- このため、売れ残り分のうち、九州電力が25年6月上旬までに実施した相対交渉での卸売について、該当する確認項目に沿って、P.79～80のとおり卸売プロセス及びその結果を確認した。また、相対交渉による卸売の残余分の供給力については、スポット市場を通じて販売しており、一定量が約定していることを確認した。
- 結果として、25年度向けの予定供出量について、25年6月上旬までに相対交渉での卸売及びスポット市場への供出によって、2/3以上を内外無差別な卸売プロセスで販売済みであると確認した。



※ 確認項目B.7の◎評価基準例：相対卸契約量の大宗が卸標準メニュー（合理的な理由があれば、公表されたものに限らない）を基に交渉・契約締結され、かつ卸標準メニュー以外の交渉・契約について合理的な理由が確認できた（ただし、社外小売側の事情による場合は除く）

九州電力による25年4月～6月上旬までの相対交渉に係る評価（案） 1/2

- 九州電力が25年4月～6月上旬までに実施した相対交渉について、卸売プロセス及びその結果の確認を行い、◎（内外無差別が担保されている）と評価したい。

確認観点		No.	確認項目	評価（確認対象外の項目は“-”）
A	交渉スケジュール	1	事前の明示	◎（内外無差別なスケジュールを自社ウェブサイトで公表）
		2★	実施スケジュール	◎（公表したスケジュールに基づき交渉を実施）
B	卸標準メニュー	3	事前の公表	◎（内外無差別な卸標準メニューを自社ウェブサイトで公表）
		4★	自社小売向け確保	◎（社内・グループ内小売向けの電源は確保していない）
		5※	長期契約の期間	-（評価の対象外）
		6※	卸売のポートフォリオ	-（評価の対象外）
		7★	卸標準メニューの交渉	-（評価の対象外）
		8※	容量市場収入の控除	◎（内外無差別に控除）
C	情報遮断等	9※	社内規程・取引書	○（発電・小売部門間の情報遮断に関して、社内基準及び卸部門の内規が存在）
		10★	情報遮断の取組	◎（フォルダのアクセスログを基に、発電・小売部門間の情報遮断の取組の実効性を確認）
		11★	卸取引の担当部門	◎（社内外で卸取引の担当部門は同一）
D	オプション価値	12★	内外同一の設定	◎（社内外で同一のオプション価値を設定）
		13★	規程に基づいた運用	-（結果的に、社内・グループ内小売との契約なし）

※ これらの確認項目は、◎評価はなく、○評価もしくは×評価となる。

九州電力による25年4月～6月上旬までの相対交渉に係る評価（案） 2/2

- 九州電力が25年4月～6月上旬までに実施した相対交渉について、卸売プロセス及びその結果の確認を行い、◎（内外無差別が担保されている）と評価したい。

確認観点		No.	確認項目	評価（確認対象外の項目は“-”）
E	転売禁止	14★	転売禁止有無	◎（内外ともに設定なし）
F	エリア内限定の供給等	15★	エリア内限定の供給等	◎（内外ともに設定なし）
G	価格以外の評価基準 （与信評価・取引実績評価）	16★	与信評価基準	◎（外部機関の倒産確率をもとに内外同一基準）
		17※ ¹	前払い等の判断根拠	-（事例なし）
		18★	取引実績評価基準	-（行っていない）
		19★	その他の評価基準	-（行っていない）
K	相対交渉に特有の確認項目	28★	プロセス/結果の無差別	◎（内外共に、同一の方法で算定する価格を提示し、設定した最低価格を上回る範囲で協議の上、販売価格を決定）
		29※ ¹	受給条件の協議	○（全ての事業者と協議を実施）
L	相対卸契約価格（結果）※ ²	30	内外卸契約価格差	-（25年4月～6月上旬までに社内・グループ内小売との契約実績はなし）

※1 これらの確認項目は、◎評価はなく、○評価もしくは×評価となる。

※2 仮に1件も契約に至らなかった場合や自社小売又は社外小売のみの契約となった場合にも、そのこと自体が事業者の非公表情報に該当する場合には、販売プロセスが内外無差別であったことを確認した上で、評価結果は「◎」と表記することとする。

1. 25年度受渡しの相対卸契約に関する状況
(旧一電等の供給力の行き先の推移、社外・グループ外向け取引の内訳)
2. 第9回フォローアップ エリアごとの総合評価 (案)
3. **第9回フォローアップ 確認項目別の評価 (案)**
 - ① 24年度に締結された、25年度受渡しを含む単年・長期卸を中心とした評価 (案)
 - ② 24年度に締結された、24年度及び25年度受渡しの期中卸に係る評価 (案)
 - ③ 24年度に締結された、オフサイトPPAに係る評価 (案)
 - ④ 九州電力による、25年度予定販売量の売れ残りに係る評価 (案)
 - ⑤ **JERAによる、24年度に締結された26年度以降受渡しの長期卸に係る評価 (案)**
 - ⑥ 各社の内外無差別な卸売の対象範囲
4. 24年度に実施された旧一電等の卸売に係る、新電力へのアンケート調査結果
5. 第9回フォローアップ 総評

JERA 24年度に締結された26年度以降受渡しの長期卸に係る評価（案） 1/2

- JERAが24年度中に販売した26-27年度受渡しの長期卸については、ブローカー取引等により実施された。卸売プロセス及びその結果の確認を踏まえ、◎（内外無差別が担保されている）と評価したい。

確認観点		No.	確認項目	評価（確認対象外の項目は“-”）
A	交渉スケジュール	1	事前の明示	◎（内外無差別なスケジュールをJERAPTのウェブサイトで公表）
		2★	実施スケジュール	◎（公表したスケジュールに基づき交渉を実施）
B	卸標準メニュー	3	事前の公表	◎（卸標準メニューを事前に公表）
		4★	自社小売向け確保	◎（グループ内小売向けの電源は確保していない）
		5※	長期契約の期間	○（燃料調達及び市場の状況を考慮し2年に設定）
		6※	卸売のポートフォリオ	○（需要・発電量想定に基づき、販売商品の受給パターンとの整合性や各種制約事項等を考慮のうえ設定）
		7★	卸標準メニューの交渉	◎（卸標準メニューをベースに交渉）
		8※	容量市場収入の控除	○（内外無差別に控除）
C	情報遮断等	9※	社内規程・取引書	-（評価の対象外）
		10★	情報遮断の取組	◎（東京電力EP・中部電力ミライズと物理遮断）
		11★	卸取引の担当部門	◎（JERAPTにて一元的に販売）
D	オプション価値	12★	内外同一の設定	◎（内外ともに設定なし）
		13★	規程に基づいた運用	-（評価の対象外）

※ これらの確認項目は、◎評価はなく、○評価もしくは×評価となる。

JERA 24年度に締結された26年度以降受渡しの長期卸に係る評価（案） 2/2

- JERAが24年度中に販売した26-27年度受渡しの長期卸については、ブローカー取引等により実施された。卸売プロセス及びその結果の確認を踏まえ、◎（内外無差別が担保されている）と評価したい。

確認観点		No.	確認項目	評価（確認対象外の項目は“-”）
E	転売禁止	14★	転売禁止有無	◎（内外ともに設定なし）
F	エリア内限定の供給等	15★	エリア内限定の供給等	◎（内外ともに設定なし）
G	価格以外の評価基準 （与信評価・取引実績評価）	16★	与信評価基準	◎（外部格付をもとに内外同一基準）
		17※1	前払い等の判断根拠	○（内外で同一の基準により与信評価を行った結果、前払い等を条件に契約した事例あり）
		18★	取引実績評価基準	-（行っていない）
		19★	その他の評価基準	-（行っていない）
J	ブローカー制に特有の確認項目	25★	売りタイミングの把握	◎（グループ内小売とは情報遮断）
		26★	売り入札量の大きさ	◎（最低数量は1MWで設定）
		27	個別条件の交渉	◎（個別条件の交渉はない。JERAPTで受け付けた注文についても、ブローカー経由の取引と同様に、個別条件の交渉はない）
L	相対卸契約価格（結果）※2	30	内外卸契約価格差	◎

※1 No.17は、◎評価はなく、○評価もしくは×評価となる。

※2 仮に1件も契約に至らなかった場合や自社小売又は社外小売のみの契約となった場合にも、そのこと自体が事業者の非公表情報に該当する場合には、販売プロセスが内外無差別であったことを確認した上で、評価結果は「◎」と表記することとする。

1. 25年度受渡しの相対卸契約に関する状況
(旧一電等の供給力の行き先の推移、社外・グループ外向け取引の内訳)
2. 第9回フォローアップ エリアごとの総合評価 (案)
3. **第9回フォローアップ 確認項目別の評価 (案)**
 - ① 24年度に締結された、25年度受渡しを含む単年・長期卸を中心とした評価 (案)
 - ② 24年度に締結された、24年度及び25年度受渡しの期中卸に係る評価 (案)
 - ③ 24年度に締結された、オフサイトPPAに係る評価 (案)
 - ④ 九州電力による、25年度予定販売量の売れ残りに係る評価 (案)
 - ⑤ JERAによる、24年度に締結された26年度以降受渡しの長期卸に係る評価 (案)
 - ⑥ **各社の内外無差別な卸売の対象範囲**
4. 24年度に実施された旧一電等の卸売に係る、新電力へのアンケート調査結果
5. 第9回フォローアップ 総評

第9回フォローアップにおける内外無差別な卸売の対象電源

- 第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）及び第4回制度設計・監視専門会合（2024年12月開催）では、原則コミットメント主体の旧一電等が保有する電源、及び、それらの子会社が保有する電源については、内外無差別な卸売の対象と整理された。

第4回制度設計・監視専門会合
（2024年12月開催）
資料6より抜粋

参考）内外無差別な卸売の対象電源の範囲

凡例： 対象 対象外

- 内外無差別な卸売の対象となる電源につき、これまでの議論をまとめた。

コミットメント主体の 旧一電及びJERA	旧一電及びJERAの子会社※1,2	旧一電及びJERAの 関連会社	旧一電及びJERA 社外
旧一電及びJERAが保有する電源、 それらの子会社が保有する電源 (第98回制度設計専門会合)			
火力電源入札の落札電源（第89回制度設計専門会合）			
域外需要向けの域外電源（第90回制度設計専門会合）			
オフサイトPPAにおける新設電源（第89,93回制度設計専門会合）（次頁参照）			
自家消費用電源（本日）			
FIT電源（本日）			
	経過措置電源（本日）		
規模僅少電源（本日）			
		旧一電及びJERAが 出資している事業者 であって子会社 ではない事業者 (関連会社等)が 保有する電源 (第98回制度設計 専門会合)	旧一電及びJERAが 出資していない事 業者が保有する電 源であって、長期 契約によって確 保している電源 (第98回制度設計 専門会合)

※1: 子会社は、日本の会計基準（支配力基準）において、「財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（意思決定機関）を支配」されている法人をいう。
 ※2: 完全子会社ではない場合（出資比率が100%でない場合）には、受電量等に基づいて対象となる電源量を判断する（第98回制度設計専門会合（2024年6月25日）資料7-2、P.6のとおり）。

各社の内外無差別な卸売の対象範囲 確認結果

事業者	内外無差別な卸売の対象範囲				関連会社・社外の電源について、内外無差別な卸売の対象とするかに係る各社の基本的な考え方
	自社電源※1	子会社の電源※1	関連会社の電源 ※2※3	社外の電源※2※4	
北海道	対象※5		対象外	対象外	自社及び子会社の保有する電源を内外無差別の卸売の対象としている。
東北	対象		対象	一部対象	発電側の需給対応を主たる目的として購入している電源は対象としており、それ以外の電源は小売として調達した電源と考える。
東電HD・RP	対象※5		対象外	対象外	自社（東電HD・RP）として保有する電源以外は、全て各発電会社が各々の最適判断として卸売した結果と捉えているため、東京電力HDとしてコミットした範囲には含めないこととしている。
中電HD	対象※5		対象	対象外	自社電源・中部電力HDが調達した電源を対象としている。なお、コミットメント以前の既存契約が存在するため、既存契約先と合意できた範囲を対象としている。
JERA	対象		対象外	該当なし	自社電源及び子会社が保有する電源のうち、未契約分を取引原資としている。
北陸	対象※5		対象外	対象外	発電側の供給力確保の目的で開発又は調達した電源は対象とし、それ以外の電源は小売として調達した電源と考えるため、対象外としている。
関西	対象		対象外	対象外	自社発電部門で保有している電源を対象としている。
中国	対象※5		対象外	対象外	全て小売として調達した電源と考える。
四国	対象		対象外	対象外	関連会社の電源は、FIT・オンサイトPPA・自家消費のみであるため対象外としている。社外の電源については、全て小売として調達した電源であるため対象外としている。
九州※6	対象		対象外	対象外	発電側の供給力確保の目的で開発した電源は対象としており、それ以外の電源は小売として調達した電源と考えるため対象外としている。
沖縄	対象※5		該当なし	一部対象	他社火力を含むエリア内火力電源（離島及び調整力供出分を除く）は対象、エリア内の火力以外の電源（主に再エネ）は、各小売が自助努力（FIT制度を活用し開発する、FIT事業者から調達するなど）で調達出来ると考えるため対象外としている。

※1 資料6-2における「内外無差別な卸売の対象外となる電源の種類」のイ、ウ、オ、カについては対象外という前提での各社回答。種類のア「子会社が保有する電源のうち対象外となる電源」について主に確認した。また、種類のエ「オフサイトPPAにおける新設電源」については、P.76のオフサイトPPAに係る評価（案）にて確認した。

※2 資料6-2における「内外無差別な卸売の対象外となる電源の種類」のイ、ウ、エ、オ、カについては対象外という前提での各社回答。

※3 旧一電等が出資している事業者であって子会社ではない事業者（関連会社等）が保有している電源。

※4 旧一電等が出資していない事業者が保有している電源。電発電源・公営水力を含む。

※5 ただし、各社が対象外としたいと考える電源について、「規模僅少電源」又は「経過措置電源」に該当する基準を満たしていることを確認した。

※6 九州電力グループとしての回答。

参考) 内外無差別な卸売の対象外となる電源の確認

- 第4回制度設計・監視専門会合（2024年12月開催）では、子会社が保有する電源のうち対象外となる電源の類型について、以下のとおり整理されたことを踏まえ、第9回フォローアップにおいては、旧一電等各社が対象外としたいと考える電源について、「規模僅少電源」及び「経過措置電源」に該当するか確認した。

第10回制度設計・監視専門会合
(本日開催) 資料6-2より抜粋

(2) 対象電源の考え方

ア 子会社が保有する電源のうち対象外となる電源

(略) 具体的には、以下の「規模僅少電源」又は「経過措置電源」に該当するもの³は、対象外としてよいと整理した。

- i) 規模僅少電源：旧一電等各社において、規模が僅少であることから内外無差別な卸売の対象外としたいと考える、当該旧一電等の全子会社が保有する電源の発電電力量の合計値 (kWh) が、コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量 (kWh) の1%未満であること、及び、当該電源の出力 (kW) が、環境影響評価法における第一種事業又は第二種事業に該当しないもの⁴を規模僅少電源と扱うこととする。
- ii) 経過措置電源：旧一電等各社において、第98回制度設計専門会合が開催された2024年6月25日時点で既存契約が存在することから内外無差別な卸売の対象外としたいと考える、当該旧一電等の全子会社が保有する電源の発電電力量の合計値 (kWh) が、コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量 (kWh) の1%⁵未満である場合、その電源を経過措置電源と扱うこととする（ただし、規模僅少電源と経過措置電源を合わせた発電電力量について、コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量 (kWh) の1%未満となる必要がある。）。

3 対象外になり得る電源であっても、各社の判断として内外無差別に卸売を行うことが否定されるものではない。また、各事業者において、対象外電源の判断に不明な点等がある場合には、事業者からの相談を踏まえて、委員会事務局において内外無差別な卸売の対象外として整理できるかについて確認する。

4 コミットメント主体の旧一電等各社の保有電源についても、同様の条件に該当すれば、対象外として扱うことを許容する。ただし、コミットメント主体の旧一電等が保有する規模僅少電源、並びに、子会社が保有する規模僅少電源及び経過措置電源を合わせた発電電力量について、コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量 (kWh) の1%未満となる必要がある。

5 JERAについては、東京と中部のそれぞれエリアにおいてフォローアップ評価の対象である。JERAのみ、東京と中部それぞれのエリアにて1%未満と設定する。（結果として、東京エリアでは、そのエリア内の小売販売総電力量の計2%未満（JERAで1%未満、東京電力ホールディングス及び東京電力リニューアブルパワーで1%未満）が、中部エリアでは、そのエリア内の小売販売総電力量の計2%未満（JERAで1%未満、中部電力で1%未満）が内外無差別な卸売の対象外となり得る。

参考) 各社の内外無差別な卸売の対象電源の範囲の確認

- 第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）においては、以下のとおり、今後のフォローアップにおいて、旧一電等各社の卸売に係る考え方について確認した上で整理し公表するとされたことを踏まえて、第9回フォローアップにおいては、当該事項について各社から回答を得た。

第10回制度設計・監視専門会合
（本日開催）資料6-2より抜粋

(2) 対象電源の考え方

（略）また、旧一電等が出資している事業者であるもののこれらの子会社には当たらない事業者（関連会社等）が保有する電源については、必ずしも内外無差別な卸売の対象とはならない。しかし、内外無差別な卸売のコミットメントの趣旨や当該電源の運用実態等を踏まえて、各社の判断として内外無差別な卸売の対象電源として扱っている事業者も存在する。こうした実態を踏まえ、各社のコミットメントに基づく内外無差別な卸売の対象電源の範囲について明確にするために、第98回制度設計専門会合（2024年6月開催）では、今後のフォローアップでは、各社の卸売に係る考え方（どのような考え方にに基づき、どの範囲まで電源を卸売の原資として含めているか）について確認した上で整理し、公表することとした。

1. 25年度受渡しの相対卸契約に関する状況
(旧一電等の供給力の行き先の推移、社外・グループ外向け取引の内訳)
2. 第9回フォローアップ エリアごとの総合評価 (案)
3. 第9回フォローアップ 確認項目別の評価 (案)
 - ① 24年度に締結された、25年度受渡しを含む単年・長期卸を中心とした評価 (案)
 - ② 24年度に締結された、24年度及び25年度受渡しの期中卸に係る評価 (案)
 - ③ 24年度に締結された、オフサイトPPAに係る評価 (案)
 - ④ 九州電力による、25年度予定販売量の売れ残りに係る評価 (案)
 - ⑤ JERAによる、24年度に締結された26年度以降受渡しの長期卸に係る評価 (案)
 - ⑥ 各社の内外無差別な卸売の対象範囲
4. **24年度に実施された旧一電等の卸売に係る、新電力へのアンケート調査結果**
5. 第9回フォローアップ 総評

新電力へのアンケート調査（概要）

- 今般の第9回フォローアップに当たって、旧一電等による、24年度中の卸売（25年度以降を契約期間とする単年卸、長期卸、期中卸）が内外無差別に行われていたと考えられるか、新電力に対するアンケート調査を実施した。当該調査の概要は以下のとおり。

調査概要

対象事業者

- 2024年12月の販売電力量実績を基に、新電力各社による**販売電力量のうち上位8割を占める48社を対象**に任意のアンケート調査を実施

実施結果

- 実施期間：2025年3～4月
- 回答数：48社中**24社から回答あり**

質問項目

卸契約の 検討状況

- 卸契約を検討した相手先事業者

内外無差別性に 係る懸念点

- 実施スケジュール
- 卸標準メニューの内容・募集方法
- 容量確保契約金の控除
- 旧一電発電/小売部門の情報遮断
- オプション価値
- 長期卸の契約条件
- 転売禁止・エリア内限定販売等の条件
- 与信評価・取引実績評価等の価格以外の評価基準
- 販売方法
- 小売価格への調達価格の適切な転嫁
- コーポレートPPAの組成

その他懸念点

- 内外無差別上問題はないが、卸取引全般に係る懸念点

新電力へのアンケート調査を踏まえた確認結果

- 新電力へのアンケートを通じて寄せられた内外無差別性に係る懸念点について、旧一電等へのヒアリング等を通じて個別に確認を行っている。以下に、特に多くの声が寄せられた質問項目について、その例と事務局による確認結果を示す。
- なお、こうした新電力へのアンケート調査については、今後も継続して実施していく。

項目	新電力から寄せられた主な声	事務局による確認結果	関連確認観点
実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ● 買い手の検討期間が短い中、旧一電小売部門においても同様のスケジュールで社内の意思決定がなされているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各社の検討・社内意思決定スケジュールを確認し、内外無差別性・情報遮断の観点から問題は確認されなかった。引き続き注視していく。 詳細はP.92 	観点A (P.32) 観点C (P.44)
卸標準メニューの内容、販売方法	<ul style="list-style-type: none"> ● ある旧一電が、グループ内小売向けに電源を確保しているかのような印象を与えるプレスリリースがあった。内外無差別上問題があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該旧一電の、社内外・グループ内外の小売電気事業者との契約締結状況の確認等を行い、内外無差別上問題は確認されなかった。 詳細はP.93 	観点B (P.33)
価格以外の評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧一電発電部門から、以前から取引実績のある事業者から優先的に交渉すると言われたが、この対象に自社小売を含むのであれば、自社小売が有利になるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 相対協議を含む各社の個別協議過程を精査し、当該取引実績評価についても、これまでのFUを含め、今回も確認している。 	観点G (P.55～59) 特にG.18 (P. 59)
小売価格への調達価格の適切な転嫁	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧一電小売部門において、小売価格の価格水準が調達価格を下回っている場合があるのではないか。 ● 具体的には、旧一電みなし小売の電圧別やメニュー別（ある旧一電の高圧標準メニュー、従量電灯、官公庁入札、特定の需要家への個別メニュー、等エリアによって様々な事例が寄せられた）では、価格水準が安すぎると感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 24年度実績値及び25年度計画値について、調達価格（加重平均単価）と小売価格（全電圧の加重平均単価）の大小関係を確認している。 ● なお、技術的にどのように電圧別・メニューごとに区分し評価するのかといった課題や、自由料金の設定については旧一電小売各社の経営戦略であるという側面もある。 詳細はP.94 	観点M (P.67) 観点C (P.44)

新電力へのアンケート調査を踏まえた確認事例 1/3

- 旧一電等各社による内外無差別な実施スケジュールの設定を確認し、また、少なくとも10営業日以上の買い手の検討期間（商品の詳細条件の通知から買い手の申込や応札までの期間）の設定も確認した。これに加えて、新電力へのアンケート調査では、検討期間が相対的に短い一部の旧一電等について、情報遮断に係る懸念等が示されたことから、旧一電等の卸部門・小売部門それぞれに対するヒアリング、証憑確認等も含め、詳細に確認した。その他、内外無差別の観点とは別に、旧一電等に対する希望が寄せられた。

内外無差別上の懸念等を踏まえた事務局の確認

- ・ アンケートでは、買い手の検討期間が短い（10営業日程度）旧一電の公募が存在していた中、小売電気事業者における検討に要する期間の実態を踏まえると、旧一電小売部門においても同様のスケジュールで社内の意思決定がなされているのか、情報遮断の観点等から懸念している、といった声が寄せられた。
- ・ このような懸念について、自社の卸部門の卸商品に申込・検討を行った全ての旧一電の小売部門に対して、約定した卸商品のみならず、申込・検討を行った全ての卸商品に係る社内プロセスとその日程について確認を行った。具体的には、その証憑として、社内決定文書や決裁システムのログを受領の上、当該申込に係る処理者の部署や役職名、申込に係る社内説明、そのような処理が行われた日付等を確認した。結果として、情報遮断の実効性を疑うような事例は見つからず、内外同一に提示されたスケジュールに基づいて、旧一電小売部門において意思決定等のプロセスが実施されていることを確認した。引き続き状況を注視していく。
- ・ また、確認項目C（情報遮断等）の確認結果のとおり（P.44）、情報遮断については、全社からログの提出を受け、それらを基に情報遮断の取組の実効性を確認している。

実施スケジュール

その他新電力から旧一電等に対し多く聞かれた要望

- ・ その他、「スケジュールについて内外無差別の担保の観点から改善すべき点があればご教示ください」との質問項目に対して寄せられた主な意見は以下のとおり。
 - ・ スケジュールの公表媒体について、旧一電等各社のウェブサイトが主であり、こちらから情報を獲得せねばならず不便。
 - ・ 十分な検討期間が必要（具体的に、15日、20日、1か月、2か月等）。
 - ・ 旧一電等による卸商品の販売時期が特定の時期に集中している実態があり、年度の業務の予見性を高めるため、例えば年度当初に、当該年度の卸販売に係るスケジュール（開始時期、公募回数等）を公表してほしい。
 - ・ 入札・募集タイミングが複数あることが望ましい。
- ・ アンケート回答を得た24社のうち11社からは、「特に改善すべき点はない」との回答、あるいは無回答であった。また、その中では、前年度と比較し、旧一電等各社が検討期間を10営業日以上確保するなど改善が見られた、といった意見もあった。
- ・ 事務局注：旧一電等の交渉スケジュールの公表時期や各社の公表に向けた検討状況については、例えば第79回制度設計専門会合（2022年11月開催）や第91回制度設計専門会合（2023年11月開催）、第2回制度設計・監視専門会合（2024年10月開催）などのフォローアップにおいて確認し、審議会資料に記載している。

新電力へのアンケート調査を踏まえた確認事例 2/3

- ある旧一電のグループ内小売電気事業者が24年度中に行ったプレスリリースにおいて、同旧一電の発電部門が保有する特定の非化石電源から、当該小売電気事業者に対して、社外・グループ外の小売電気事業者に対する公募を行うことなく、電力供給を行うかのような卸契約が締結されており、内外無差別上問題があるのではないか、といった声が、複数の新電力から寄せられた。
- 事務局では、当該旧一電の発電部門に対して、プレスリリースの内容に係るヒアリングや、社内外・グループ内外の小売電気事業者との契約締結状況の確認を行い、内外無差別上の懸念はないことを確認した。
- その他、内外無差別の観点とは別に、旧一電等に対する希望が寄せられた。

卸標準 メニュー関連

内外無差別上の 懸念等を 踏まえた 事務局の確認

その他 新電力から 旧一電等に対し 多く聞かれた要望

- 当該プレスリリースの記載は、ある旧一電の発電部門が保有する特定の非化石電源から、同旧一電のグループ内小売に対して、26年度以降、長期で電力供給を行う卸契約が締結されているかのような印象を与えるものであった。
- 上記を踏まえ、事務局は、主に確認項目B（グループ内小売向けに電源を確保していないか等）の観点から、同旧一電の発電部門に対してヒアリングを行ったところ、同社からは、上記のような電源特定の卸商品を販売していないとの説明を受けるとともに、事務局では、24年度までに同社が社内外・グループ内外の小売と締結した契約一覧を確認し、26年度以降受渡しのそのような電源特定の卸契約を、同社が当該グループ内小売と締結していないことも確認した。
- 結果として、確認項目Bの観点から、同旧一電の発電部門については内外無差別上の問題がないと判断し、確認項目Bの確認結果（P.33）に反映した。
- その他、「各社から募集のあった卸標準メニューの内容や募集方法について、内外無差別の担保の観点から改善すべき点があればご教示ください」等、卸標準メニューに関連する質問項目に対して寄せられた主な意見は以下のとおり。
 - 内外無差別上の観点では問題はないものの、入札における最低落札価格や予定供出量について、非公表としている旧一電等は、小売事業者の積極的な応札検討を促す観点も踏まえ、事前に開示をしてほしい。
 - 入札において、約定処理後、最低落札価格や落札量の結果を開示してほしい。
 - 容量確保契約金について、募集要項などにおいて、卸価格に適切に反映しているといった旨や、控除している旨の説明はあるが、具体的な算定方法や控除額についても明記・通知する事業者が増えることを期待する。
 - 卸標準メニューの多くがベース・ミドル商品であり、小売需要の変動に追従できるメニューが少なく、受給パターンや通告変更権の有無に対応する商品を拡充してほしい。

新電力へのアンケート調査を踏まえた確認事例 3/3

- 複数の新電力から、旧一電が24年度中に行ったプレスリリースの内容について意見が寄せられた。具体的には、原子力発電所の再稼働を契機に、24年度中の小売価格の割引や、25年度以降の小売価格の割引を実施する旨公表している2社について、なぜ、原子力発電所の再稼働を理由に割引ができるのか、また、内外無差別上問題はないのか、といったものである。
- 事務局では、主に確認項目M（小売価格への反映）の観点から、小売価格と調達価格の大小関係について、当該割引が実施される年度の実績値や計画値を中心に確認を行った。

内外無差別上の懸念等を踏まえた事務局の確認

小売価格への 調達価格の 適切な転嫁等

- 旧一電の中には、当該事業者のプレスリリースを通じて、自社が保有する原子力発電所の再稼働を一つの契機として、24年度中の特定月間に全電圧向けに小売価格を割り引くことを公表した者や、25年度以降の特定の電圧向けに小売価格を割り引くことを公表した者があった。
- この点について、事務局は、主に確認項目M（小売価格への反映）の観点から、確認を行った。具体的には、評価基準のとおり、社内取引（単年卸、長期卸及び期中卸）並びに社外取引（他社相対卸及び市場取引等）の全てを含めた調達価格（加重平均単価）と小売価格（全電圧の加重平均単価）について、大小関係を確認した。
- 結果、24年度中の特定月間において全電圧向けに割引を行うとした旧一電小売部門については、24年度実績において大小関係が逆転していないことを確認した。
- 25年度以降において特定の電圧向けに割引を行うとした旧一電小売部門についても、25年度計画において大小関係が逆転していないことを確認した。特定の電圧の自由料金の設定については小売各社の経営戦略であると考えられる。

1. 25年度受渡しの相対卸契約に関する状況
(旧一電等の供給力の行き先の推移、社外・グループ外向け取引の内訳)
2. 第9回フォローアップ エリアごとの総合評価 (案)
3. 第9回フォローアップ 確認項目別の評価 (案)
 - ① 24年度に締結された、25年度受渡しを含む単年・長期卸を中心とした評価 (案)
 - ② 24年度に締結された、24年度及び25年度受渡しの期中卸に係る評価 (案)
 - ③ 24年度に締結された、オフサイトPPAに係る評価 (案)
 - ④ 九州電力による、25年度予定販売量の売れ残りに係る評価 (案)
 - ⑤ JERAによる、24年度に締結された26年度以降受渡しの長期卸に係る評価 (案)
 - ⑥ 各社の内外無差別な卸売の対象範囲
4. 24年度に実施された旧一電等の卸売に係る、新電力へのアンケート調査結果
5. 第9回フォローアップ 総評

第9回フォローアップ 総評 1/3

<内外無差別な卸売の評価（案）（総論）>

1. 第9回フォローアップでは、①24年度に締結された、25年度以降を契約期間とする単年/長期卸及び②24年度に締結された期中契約を中心に、評価を行った。その中で、実際に24年度中に、旧一電等から購入を検討した新電力にアンケート調査も行い、指摘のあった内外無差別の観点での懸念点についても旧一電等各社に確認を行った上で、評価を行った。
2. 第7回フォローアップにおける指摘事項については、各社において概ね改善され、また、各社が多様な契約期間・受給パターンの商品について、小売電気事業者のニーズも汲み取りながら、工夫を凝らしたスキームで卸売を実施しており、内外無差別に向けた取組は総じて前進していると評価したい。
3. 各エリアについて、①卸売プロセス及びその結果、並びに、②小売価格と調達価格の大小関係について確認し、総合評価を行った結果、北海道エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア、九州エリア、沖縄エリアについて、現時点で内外無差別が担保されていると評価したい。
4. 一方で、東京エリア、中部エリアについては、グループ内にコミットメント以前からの既存の長期契約が存在するため、現時点で内外無差別が担保されているとは評価できないと考える。
5. また、東北エリアについては、昨年度同様、エリア需要による購入量の上限が付されており、実質的に自社小売に有利な条件での卸売と考えられることから、現時点で内外無差別な卸売が担保されているとは評価できないと考える。

第9回フォローアップ 総評 2/3

<内外無差別な卸売の評価結果（個別論点）>

以下のとおり、26年度以降に向けて、更なる取組を求める/期待することとしてはどうか。

1. 東北電力による東北エリアにおける単年卸については、エリア需要による購入量の上限を設定している。これは、実質的に、自社小売に有利な条件となるため、上限を緩和することが求められる。
2. 相対交渉を実施した事業者（北陸電力、四国電力、九州電力、九電みらいエナジー）については、他の販売方法に比べてプロセスの透明性が劣る中、交渉プロセスの詳細な確認に加えて、結果として自社小売・グループ内小売のみに有利となっていないことも踏まえて今回の評価を行った。今後とも同じ交渉プロセスを行うことをもって必ず同じ評価が担保されるものではないため、今後ともより詳細な説明が求められる。特に、今回フォローアップが初回であった九電みらいエナジーについては、相対交渉における交渉・協議経緯、契約可否の考え方等について、次回以降も詳細な説明が求められる。
3. 取引実績等の基準に基づくグループ分け（グループ1、2）により、自社を含むグループ1から優先協議を行う事業者（北陸電力）については、グループ1に属する事業者（優先交渉・協議が行われる者）が固定化しないよう、適宜見直すことを期待する。
4. 東電HD・RPについては、与信補完手段の選択肢が第三者保証のみであり、前払いや当事者による保証金等、その他の選択肢を増やすことを期待する。

第9回フォローアップ 総評 3/3

<内外無差別な卸売の評価結果（個別論点（続き））>

以下のとおり、26年度以降に向けて、更なる取組を求める/期待することとしてはどうか。

5. 卸販売に係るスケジュールについては、旧一電等における「発電から得られる利潤の最大化」の考え方に基づけば、より多くの小売電気事業者の予見性を高め、広く購入検討を促すことは望ましい。このため、旧一電等各社に対して、スケジュール周知に係る取組を強化することを期待する。例えば、多くの新電力からも寄せられているように、
 - 事前に、年度を通じた卸販売に係るスケジュールの全体像を提示する。
 - そのうえで、（現状、多くの旧一電等においては、各社のウェブサイトを主な公表媒体としているが、）卸商品の購入を検討する小売電気事業者のうち、情報共有を希望する者に対して、スケジュール公表時にメールにて通知されるような仕組みを整備する。
6. ブローカー制にて、社内外小売・グループ内外小売を問わず、随時商品を販売する場合（当該ブローカーが不特定多数の売り札を扱う場合等）、売り手となるコミットメント対象事業者（今回フォローアップでは、九電みらいエナジーの単年卸、東北電力の期中卸が該当）には、使用している全てのブローカーに関する情報や販売スケジュールについて、内外無差別に公表・周知することを期待する。その上で、今後は、フォローアップにおいて、該当するブローカーの取引ログ等の提出を含む対応を期待する。
7. オフサイトPPAに係る評価において、案件組成に当たって新設した電源を対象とした場合は、需要家との紐づけが確認されれば、内外無差別な卸売の対象外として判断される。また、フォローアップ評価対象となる契約は、フォローアップ実施年度の前年度に締結された契約が主であることも踏まえ、新設した電源を対象としたオフサイトPPAの案件のうち、フォローアップ実施年度の前年度に小売電気事業者と契約を締結しているものの、需要家との紐づけがなされていない案件については、（需要家との紐づけがある案件と同様に、小売電気事業者と契約を締結した翌年度のフォローアップにおいて、電力・ガス取引監視等委員会事務局への報告が必要となるが、加えて）その後、需要家と契約を締結した時点でも、同事務局への報告が必要である。同報告に基づき、事務局としては、需要家との紐づけを確認することとしたい。